

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位2番。1、不正違法な廃棄物行政の改善について。2、財政再建とまちづくりについて。3、共立湊病院問題と医療体制の充実について。

以上3件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の沢登英信です。

議長通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、不正違法な廃棄物行政の改善についてお尋ねいたします。

平成18年12月議会は、廃棄物行政の適正化のため、当局に対して有償処理料金問題など6項目について調査し改善するように求めました。市当局はこれにこたえ、平成19年2月8日と8月29日に、一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会によります調査検討報告書を提出されました。市当局自ら違法であることを認めていながら、この業者を信頼しているからと弁解して、いまだ不正常な関係が改められているとは言えません。

そこで、次の点につき直ちに改善されるよう質問をいたします。

1、下田市は市民の協力を得てアルミ缶、古紙類のリサイクル分別収集を行っています。収集されたアルミ缶等は有価物として販売され市の財源となっております。ところが、古紙類は業者との契約により、逆に処理費用を支払ってきました。有価物を処理費用が必要な廃棄物として業者に委託料を支払うことは、会計原則に反するほか、常識にも反し、ずさんな行政執行部であります。予算決算上は財産売却収入で、資源ごみ売り払い代に措置されているのに、引き取り処理とか、取引処理とかという名前の契約で結ばれているわけであり、平成15年から平成19年9月まで600万円余りの委託料を支払っております。これが適

正に処理されていれば支払う必要のないものであることは明らかであります。さらに、有価物として販売されておれば 400万円余の財産売却収入として収納がされているはずであります。さかのぼって、この返還を求めべきと考えます。返還を求めないのであれば、市当局はその責任を明確にし、賠償すべき問題であると考えますが、いかがでしょうか。

2、粗大ごみを破砕したこの業者の残渣物、シュレッダーは、市が無料で処分し、リサイクル収集等で市が集めました鉄等の有価物は委託業者にくれてあげております。委託料を軽減するための有価物は、処理コストと相殺する方法で取り扱っていると報告に書かれているわけであります。このことは地方自治法 210条、総予算主義、つまり歳入は歳入し、歳出は歳出とする。そしてすべてを予算化を明確にする、この原則に違反をしているわけであります。つまり自治法は相殺を禁止しております。これに違反していることも明らかであります。この是正を求めます。

3、リサイクル分別収集物のうち、古紙類、新聞、段ボール、雑誌の引き取り処理ないし取引処理について、業者の計量器で業者が計量した伝票をもって市の計量にかえております。この計量によって市は委託料を支払ってきたわけであります。まさにずさんな行政執行と言わざるを得ません。直ちに是正をすべきことである。

4、下田市リサイクル分別排出物収集運搬業務は、今日まで1社見積もりによっております。3,300万円余を超える、この随意契約で進められているわけであります。これまた会計原則に照らし、競争不適合を随契の理由としておりますが、まさに正常な契約なのかお尋ねをしたいと思います。

5点目としまして、粗大ごみの取り扱い料金は、やっと昨年 10月から違法なキロ 30円を 20円に改められました。しかし、下田市がこの業者に委託する料金は、キロ 55円です。妥当な料金なのか、根拠を明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、財政再建とまちづくりについてお尋ねいたします。

市当局は、平成 18年 2月、広報「しもだ」紙上で、倒産宣言とも言うべき財政危機宣言をされました。平成 18年から平成 22年度までの5年間で 43億円の財源不足となると言われました。しかし、18年度予算が編成されました2月に 43億円不足だと言い、3月の終わりには 20億円の不足だと言っているわけであります。そして、人件費や補助金のカットを進めてき、平成 8年、市の職員は 350名いたわけですが、現在の市職員は 273人、77人の減員となっております。石井市長は、観光立市と財政再建を公約されましたが、この公約は果たされていると言えるのでしょうか。市当局は北海道夕張市に対して総務省がとった行政指針と全く同じ

手法で下田市集中改革プランを策定し実施をしてきております。平成 15年から平成 18年までの4年間で、人件費は7億 7,000万円、皆さんのお手元の資料をぜひご覧になっていただきたいと思います。補助金は3億円余り、それだけ市の経済は縮小をされているわけです。不況にならざるを得ない。さらに、保育料、幼稚園授業料の値上げ、諸使用料・手数料の値上げ、国保税の値上げ及び国保への繰出金の削減、投資的事業の繰り延べ、ごみ有料化、上下水道料金の値上げなど、相次ぐ公共料金の値上げなど、市民負担を求めてきているわけであります。

下田市集中改革プランにより、平成 17年度から平成 22年度までの6年間で56億2,000万円の経費削減の効果があると当局はしているわけであります。財政再建とは、国が示しました4指標を改善することなのでしょうか。市民生活を犠牲にする財政運営でどのようなまちづくりを進めようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

このような事態になった原因は、小泉内閣による構造改革路線によると私は考えます。バブル崩壊後の経済政策の失敗が、税収が停滞するとともに公共事業の財源として発行されました地方債残高が増加していく中、自治体の財政危機を迎えているわけであります。小規模市町村の地方交付税、割り増し配分の縮小が経済財政諮問会議という住民が入り込めない財界代表によりますます手法で進められてきているわけであります。官から民へということで、自治体の仕事を民間のもうけ仕事に提供するものであります。今日の市町村合併もそれに連なるものであること明らかであると思います。

今、これらの構造改革路線に対する見直しが注目をされているところであります。三位一体改革の三位とは、第1に、地方自治を支える自主財源の中心であります税源移譲を国からきっちりさせることであります。第2に、国庫負担金の削減によって、国による統制をなくすること。第3に、以上の改革でも財源が不足する自治体に対し地方交付税で財源を確保することであります。これが三位一体の本来の目的であります。そして、地方分権時代ということの内容であったわけであります。ところが、この三位一体改革の概要は皆さんのお手元にも配りましたが、見ていただきたいと思います。

この概要は、国は4兆円の補助金を削って地方自治体には3兆円の税源移譲をしようと言っていたんですが、その実態は平成 15年から18年度まで5兆2,000億円を削減し、税源移譲分は3兆円であります。東京、千葉、愛知の県税が上がったと言われているのみであります。下田市では5億2,600万円の補助金の削減に対し3億3,300万円の税源を受けました。さらに、地方交付税は、国は7兆5,000億円の減ですが、この減に従って下田市は4億5,800万円削減

されております。その結果、平成 16年度には3億 6,800万円もの金が、国から下田市に来るべき金に来ていない。平成 17年度には4億 1,100万円減であります。ようやく平成 18年度になって1億 2,800万円の歳入増となってきているわけでありまして。3年間の合計は6億 5,100万円の減であります。国から来るべき金の下田市に来ていない、こういうことでもあります。

さらに、観光不況、経済不況によりまして、1億円の自主財源、市民税が減ってきているわけでありまして。今日の財政危機はまさに国からの地方自治体への歳入減が原因である。そして、国への起債、借金が返せなくなっているというわけでありまして。このような原因を明らかにし、どう市政を進めていくかが今問われていることであると思っております。

そこで、幼稚園、保育所、小・中学校の統廃合を今当局は進めようとしているようですが、この内容を明らかにしていただきたいと思っております。

また、公共施設の耐震化計画は、平成 22年度に計画し 27年度から実施すると言っておりますが、この期間に地震は来ないと、こういうことであるのでしょうか。まさに計画にならない計画だと言わざるを得ないと思っておりますが、どのような見解なのか明らかにしていただきたいと思っております。

さて、皆さん、市長は、市町村合併は最大の行政改革だと言っておられました。しかし、現在進められております市町村合併では、地方交付税が削減されるばかりであります。それぞれの町村が集まっていたときよりも、1つの市になりますと、より一層地方交付税が削減されるわけでありまして。合併に伴う起債、いわゆる借金は、より一層財政破綻を深めるばかりであります。合併したところも、なるだけこの起債を使わないと、借金をしないという姿勢であると思っております。首長や議員、職員の削減はしましても、そのことにより一層地方交付税が減るばかりであります。過疎化でふるさとを捨てる速度を進めるのではないかと、こう心配するわけでありまして。

松崎町議会が法定協の設置を否決し、この決定を私は尊重をすべきと思っております。この点についての市長の所見を伺います。

1市3町の首長で合意された地方自治組織とは、市長自身はどのように理解をされているのかお尋ねをいたします。

道州制を背景にしました今日の市町村合併は、分権どころか新たな集権制をつくり出す、そういう政策であると言わざるを得ません。住民は切り捨てられ、サービスを切り捨てる、そういう住民自治、住民不在の行政とならざるを得ないと思うわけでありまして。

南伊豆町長は、松崎町を除いたかつての1市2町の合併には乗らないと答弁をされているようですが、このことにつきましても、市長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、子育てしやすいまちづくりについて。

人口減少下での少子・高齢化が進む中で、高齢者が暮らしやすく、かつ子育てしやすいまちづくりが今求められていると思います。国は、この問題で特命担当大臣まで置いております。下田市においては、子育て支援センター事業、学童保育や放課後児童育成事業の充実、少子化解消のためには若者の働く場所の確保が必要であります。どのように進めようとしているのかお伺いいたします。

3、石井市政が進めます観光立市のまちづくりとはどういうものかお尋ねをいたします。

下田市の最大の観光施設は、夏の海水浴場であると私は考えております。特に、白浜原田海水浴場の不法営業の取り締まり、また、海水浴場施設の整備・管理について、どのように取り組むのでしょうか。下田市海水浴場に関する条例第10条によりますと、審議会を立ち上げることができます。この審議会でどのように調査・研究が進められているのかお尋ねをいたします。

さて、次に、今日行政上の利権や許認可を得ようとする不法な行政暴力とも言っている事態が生まれていると思います。これにきっちり対決し、公正な行政執行で市民生活を守ることが求められております。平成18年8月30日、全員協議会で報告されました原告、株式会社ワイティービジネス、代表取締役吉牟田あや子によります下田市長と、元下田市環境対策課長を被告とする損害賠償請求事件は、どうなっているのかお尋ねをしたいと思います。各1,000万円の賠償金を請求されております。課長は、この3月31日で退職する予定であります。退職後も個人として裁判を続けなければならない事態であって、この行政暴力にきっちりに対応しているとは私は言えないと思うわけであります。

産業廃棄物業者によるこの訴訟は、産業廃棄物処理の県への許可申請と、その不許可処分に当たり、市民の立場に立った市長の発言は評価されるべきだと私は考えます。「業者は悪徳だ、絶対に許可しないよう県に求めていく。」市民の立場に立った発言だと思います。課長は、「不許可の決定に驚いています。被害が大きかっただけに住民はほっとしていると思います。」この発言が名誉棄損行為だとして訴えられているわけであります。

市当局は個人に任せず、行政を担当する者に個人的圧力をかけ、行政上の権利、許可を得ようという、この不法にきっちり対決をすべきであります。今日、弁護士費用も個人負担させないようなシステムが必要であります。例えば、静岡県市町村職員賠償責任保険等に職

員互助会を通じ加入し、弁護士費用も、そして、そんなことはないと思いますが、負けて費用を賠償しなければならないときにも保険で支払えるような、職員が安心してこの行政暴力と対決できるようなシステムを実現することが必要であります。まさに当局の今日の姿勢は、これらの対決をきっちり許さないという姿勢に立っていない。ぜひきっぱりとした姿勢に立っていただきたいと要望し、質問をするものであります。

次に、共立湊病院問題と医療体制の充実について。

共立湊病院が地域医療に果たしております役割について、市長の所見をお伺いいたします。

平成 18年度の共立湊病院指定管理業務実施報告によりますと、平成 19年 3月時点で入院患者数 3,837人、内科、整形外科で 3,276人、85%を占めております。1日平均 122.2人利用しております。地域別入院者数は、松崎町が最も少なく 90人です。最も多いのは、下田市 1,742人、次が南伊豆町で 1,215人、河津町は 269人です。1市5町すべてから入院しており、県外からも 170人の方が入院しております。外来は、総数 8,076人、下田市 3,535人、南伊豆町で 3,467人です。下田市と南伊豆町で 84%の利用率であります。県外からも 162人が利用しております。手術の件数は年間 896件、内視鏡検査 2,755件、また、人間ドックは 380人、ドック部屋数は 560室であります。66.9%の利用率であります。常勤医師 8名、臨時、派遣、非常勤医師合計 1名から 20名で対応をしております。救急医療に 8名の常勤医師が当たっております。賀茂地区に 2つしかない第二次救急医療施設の 1つであります。まさに、下田賀茂地区にとっては、なくてはならない医療機関となっております。さらに、より一層充実していかなければならないと思います。

そこで、まず、下田賀茂地区でお産のできる医院は、1カ所 8ベッドしかありません。また、休日夜間の小児救急に対応してほしいという切実な要求に市当局はどのようにこたえようとしているのか、まずお尋ねをいたします。

国に対し、医師不足対策を求めるとともに、僻地にある公立病院の共立湊病院に対する下田市への交付税の充実を、あるいはその強化を求めるべきと思いますが、市長の所見を伺います。

次に、第 2 に、第二次救急医療体制についてお尋ねいたします。

共立湊病院の指定管理者契約に当たって、医院長側から、毎年 500人からの人口がこの地区で減っていく、下田賀茂地区の中心部に湊病院を移転しなくては経営が厳しくなる。救急医療のできる場所への移転を、目安として 1年以内に決めてほしいとの申し出があったと聞いております。

地域医療とは、予防活動を重視し、病人を少なくする医療であります。成功すればするほど医療費は少なくなるわけであります。経営をできなくなるということではないということになるわけですから、市町が赤字を補てんする、行政が赤字を補てんする仕組みとなっているわけであります。このような仕組みから考えましても、このような発言がまさに政治的な発言であると、意味不明な発言であると言わざるを得ないと思います。

第二次救急医療体制の問題は、下田賀茂地区にあった4病院が2病院になったことによって引き起こされていると私は思います。第二次救急医療病院を増やすことが必要であります。湊病院を移転しても問題は解決しないばかりか、下田の他の医院との問題が生じてくると思っています。脳や心臓の手術をするような第三次救急の対応はできないわけですから、平成19年1月から12月まで144人を搬送しておりますドクターヘリ事業を充実することが必要であります。

そこで、第二次救急病院を増やす努力をどのようにしてきたのか。また、今後するのか。ドクターヘリを夜間も使えるようにすることが今求められています。どのように国や県に要請していくお考えなのかお尋ねをいたします。

次に、産婦人科医院、小児科医院、医師、助産師等の確保についてお尋ねします。

社団法人地域医療振興協会にお願いして、産婦人科の医師や小児科の医師の確保ができるのでしょうかお尋ねいたします。

出産、分娩にかかわる無過失補償制度を創設し、産科医等の賠償責任を軽減すべきであります。

次に、小児科救急の電話相談事業を充実すべきだと思いますが、下田賀茂地区の実態はどうなっているのかお尋ねをいたします。

少なくとも休日夜間救急センターを設置し、救急体制の充実を図るべきであります。どうお考えかお尋ねをいたします。

最後に、このように医療過疎とも言える医療の貧困と崩壊から脱却するために、地域医療を考えるシンポジウムを開催し、住民とともに世論を喚起すべきと思います。賀茂医師会の代表者や国・県の責任者、患者の代表、行政の首長等の代表をパネラーとします医療シンポジウムを開催し、全国に発信することは国際的観光地下田として大切なことと思いますが、市長の所見をお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

議長（増田 清君） 答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 沢登議員のほうからたくさんのご質問が出ました。私の答えられる範囲内で答える場合、あるいはもっと詳しい担当のほうから答弁する場がありますので、ご理解いただきたいと思います。

まず、最初の廃棄物の行政の改善というご質問でございました。

18年からいろいろ問題の提起がこの議会のほうでありまして、その中で一般廃棄物の処理適正化庁内調査検討委員会を設けまして、5回にわたる内容調査に対する報告、また、19年8月には、その2という形で報告を出させていただいております。幾つかの細かいご質問でございますので、担当からのご説明を申し上げたいというふうに思います。

2つ目の財政再建とまちづくりのご質問でございました。

議員がおっしゃるのは市民生活を犠牲にした財政運営ではなかろうかという観点でのご質問であります。かねてから、この議会の中でも何回もこの下田の財政再建というものにつきましての取り組みはご報告を申し上げているところであります。いわゆる私自身は民間から入ってきた人間ですから、当時市長になったときの、この下田市の財政のひどさ、まず、これにびっくりいたしまして、何とかしなければ、いわゆる民間で言えば会社がつぶれてしまう、この危機感をまず最初に持ったわけでありまして、25億という借金が、このわずか2万数千人の市の借金としての余りの大きさ、これを何とかしていかなければ行政運営が回らなくなってしまう、この危機感から、とにかくこの借金を減らそうということをまず大きな目的に掲げました。

当然、選挙公約の中にもこれを公約として掲げたわけでありましてけれども、額の大きさ、それから、その抱えている行政負担、これを考えながら、どのような改革をしていこうかということを進めてきたわけでありまして、昨日の議会でも答弁させていただきましたように、22年度には何とか191億円という1つの目標設定が今つくられまして、これに向かっていくところであります。いわゆる家庭の、自分のところのやりくりを考えるとみればよく理解できるんだと思いますけれども、家庭内で借金ばかりしてしまって、もうやりくりができなくなってしまう、借金をさせてくれる金融機関もないということを考えれば、今の下田市の状況がどのような状況であったかということは想像できると思います。

そういう中で、先般、実質公債比率、大変高いという中で、これを決してレッドカードの25%以上にはしてはいけない。こういう思いの中で、自由に借金ができる18%以下にするという今目標を進めているわけでありまして、ここまだ2年、3年はこの数字が上がるかと思

ますが、25年度末ぐらいには18%を切るというような数字に何とかしたいという今努力をしているわけであります。

そういう中で、当然市民の皆さん方にもある程度の負担をしていただく、これは手法としてやむを得ない部分があったかと思えます。ご存じのように、国の借金が現在838兆円という大きなお金、国民1人当たりが六百五十数万円の借金をしているというようなことを踏まえ、先般も新聞とかテレビでも言うておりましたが、もうそろそろ国民が我慢をしなければ、どんどん国の借金も増えてしまう。こういう中で、下田市はいち早くこの再建に取り組んで、今周りの町からも下田市の財政再建がうまくいっているというような評価をいただきつつあるわけであります。

先般も新聞等で、あるいはマスコミ等でもにぎわいました大阪の知事の橋下さんですが、もう今の大阪の状態は先送りすることできないよという中で、税収も上がる時代ではないということで、思い切った改革をしたいということをお願いしておりました。まさに、そういうことを下田市は早くからやってきたということをご理解いただきたいというふうに思います。

そういう中で、どのようなまちづくりを進めているのかということにつきましては、やはりまず、この下田市がある程度投資ができるところまではしばらくは我慢していただきたい。そういう財政状況になったときには、やはりどんどん、またいろいろな施策を実行に移していく年が来るわけでありますので、それをまず目指していくのが今の状況下であろうというふうに思います。中途半端ではできないと思います。何でもかんでも中途半端にお金を投資してやっていったら、財政再建はなまじっかな期間ではできません。そういう思いでやっております。

幼稚園、保育所、小・中学校の統廃合もどのように進めていくのか明確にしてくれというようなことをございます。

先般、中学校の統合の方向が出ました。当然、小・中並びに幼稚園、保育所、この統廃合を進めるわけでありますので、この辺はちょっと慎重にまだやっていきたいという思いがあります。それはやはり、公共施設の耐震化の問題等も絡んでくるわけでありまして、これも22年度までにしっかりした計画を立てながら27年度までに実行していく。じゃ、その財政の裏づけがあるのかということにつきましては、やはり昨日の答弁でも言いましたように、22年度までの計画をつくりながら、償還が始まる時期を見きわめて、例えば、3年据え置きということであれば、そういう時期を見据えての着工ということになるのではなからうか、こ

んなことを考えております。

それから、松崎町議会の法定協の設置否決という問題であります、これについて、市長はどういうふうに思うのかということではありますが、大変残念な結果が出てしまいました。昨日のニュース、今日の新聞等で見えておりますと、住民のほうから多くの方々が合併をしようというようなあれが出ているということでございますので、しばらく松崎町さんの流れを少し見てみたいというふうに考えております。

できれば、やはり、この合併がなかなか進まない賀茂の1市5町の中で、やっと4つが合意ができて、いい町をつくらうというスタートができて、下田、河津、南では可決をされているわけですので、早いうちにぜひいい方向に進めばという期待感を持っているところであります。

それから、首長で合意された地方自治組織というものについて、市長の考え方ということではありますが、これは昨年の12月に県のほうから地方自治組織の方向性、考え方が出てきました。これは議員さんの皆さん方は勉強会を開いてやったわけですので、内容等につきましては、ある程度ご理解はいただいているというふうに思いますが、今現在、私ども4人が合意をした段階では、この地方自治組織を取り入れていこうというところまででございます。やはり観光面でもいろいろなまちづくりをしてきた4つの町でありますので、それぞれの思いがある。それをいかにうまく生かしながらやっていくのに、この地域自治組織を取り入れていこうというところまでの合意であります。これはもし法定協が立ち上がれば、この中でしっかりと議論をして、皆さん方、地域の住民の方々が納得できるような地域自治組織を立ち上げていきたい、こんなふうに考えております。

地方交付税が削減されるばかりじゃないかというようなご指摘もありました。確かに今言ったように、国が大変大きな借金を抱えてどんどん増える中で、確かに地方に対する交付税が減る。これはですから、こういう合併等をしながら地域の無駄なものはなるべくなくしていこうというのが1つの手法として、この合併もあるというような認識であります。

ですから、国からそういう交付税がなくてもやっていけるような、地域のしっかりした財政基盤のある自治体をつくり上げていくというような思いで今頑張っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

子育てしやすいまちづくりにつきましては、今回20年度の予算の中でもいろいろ子育て支援ということでの予算をなるべく重点的につけようというような方針でやらさせていただきました。担当のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

石井市政が目指す観光立市のまちづくりというご質問でございました。

まず、1点目は、やはり一番大きな問題であります夏の海水浴場問題ということで、これにつきましては、議会でもご指摘を受けました海水浴場 審議会、早く開催していろいろな方向性出さないよというものにつきましては、先般審議会を開催させていただきました。本来ならば、私のほうがこの会議にずっと出て、内容等を一緒に審議をしたかったんですが、ちょうど法定協、合併の次の日だったものですから、いろいろな問題点が出てきまして、早急に役所に戻ってきて、県のほうとの対応、これがあったものですから、後ほどの内容につきましては、担当のほうからご説明を申し上げたいというふうに思います。

あとワイティービジネスの問題が出てきました。何で、この観光立市の中にこの問題が 出てきたのかちょっとわかりませんが、私は訴えられているほうでございますので、また、担当のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

共立湊病院の医療体系ということでございます。

まず、大変ご心配をかけました共立湊病院の問題でございますが、とりあえずは地域医療振興協会が3年間指定管理を受けていただくというところに、今のところは落ち着いてほっとしているところではありますが、ただ、条件として、1年以内に新しい病院計画をつくりなさい、つくってくださいというような問題につきましては、やはり1年という のは大変厳しい期間であろうかと思えます。これは早急にいろいろな情報を集めながら、副管理者として管理者を補佐しながらしっかりやっていきたい、こういう思いを持っているところであります。

その中で、下田賀茂地区でお産のできる医院というような問題、それから、休日夜間の小児救急、こういうことについての関連のご質問がありました。

まず、この中で、休日夜間の小児救急という問題でございますが、これはご存じのように、小児科医ですか、大変全国でも不足しております。全国都道府県の中でも7割の県で小児科医が足りないという結果が出ております。産婦人科が足りないというのは8割、ですから、全国的に病院の先生の中でも一番足りないのが、やはり産婦人科の先生、それから小児科医の先生、麻酔科の先生、こういうような順番になろうかというふうに思います。

この共立病院に対しましては、現在、産婦人科がないということ。それから、小児救急もあったんですが、事情で今休診をしているというような状況で大変厳しい中ではありますが、二次救急という立場では、麻酔科の先生を置いていただけるといことは大変ありがたい中で二次救急ができているというような理解をしてお るところであります。

この小児救急に対しましては、当然、今小児科の先生が下田には何軒かあるわけでありませう。お子さんを預かる親御さんとすれば、当然自分の子供の主治医というのを抱えておるわけでありませうから、こういう中で相談をしながら対応していると思いますが、休日夜間ということになっても、その中でやってくれる先生がいればできるというようなことではございませうが、特に、相談業務というようなことにつきましては、後ほど質問がありました小児救急の電話相談事業、これにつきましては、現在、県のほうで子供救急相談というのを常時電話で受け付けておりますし、また、夜間のほうもそういう電話相談を受けておりますので、今小児科の先生がやはり少なくなっている1つの原因ですね、何でもかんでも小児救急のほうへお子さんを連れてくるというような問題点で、とてもたまらないという状態になっている中で、やっぱり小児科の先生が減っているというような状況があるわけですね。

ですから、親御さんにも本当に救急病院に連れていかなければならないのかというような自分の判断である程度できるのかというようなことをしっかり考えながら、何でもかんでも子供のことだから救急へ連れていくというような体制が大きな問題点になっているというふうに聞いておりますので、この辺もいろいろな面でご両親のほうの対応ということもしっかり、行政とすればこれからは啓蒙していく必要があるのかなと、こんなふうに考えております。

共立湊病院に対する交付税の関係は、6日の議会でも議員質問されていますよね。それでいいですか。共立病院には約1億2,200万ぐらいの交付税があつて、下田市の場合は、その中から5,570万ぐらい負担金として払っているということですね。ですから、これを議員のほうは国・県のほうに、国のほうへまたお願いしていけということではありますが、若干今年増えたんですね。ですから、額が国のほうの施策で、やっぱり1ベッドに幾らとか、いろいろな査定をしながらやっていることではありますので、その基準に沿っての交付税というような理解を私どもはしておりますが、当然、いろいろな問題で、また国とか何かに依頼するような事態があれば、それはやっていく必要があるのかなという、今は特に考えておりませう。

それから、二次救急の問題であります。これはやはり共立湊病院がなくなった場合、大変心配するのは、二次救急が本当にこの賀茂圏域で西伊豆病院しかなくなってしまうというような問題点を抱えているというのが、これは一番大きな問題でありましたので、何とか3年間クリアできるということでほっとしているんですが、前にも説明しましたように、救急車、下田の消防署では1,900台ぐらい出ますよね。このうち下田病院と湊病院である程度対応していたわけですね、これが下田病院が二次救急が昨年の11月なくなりましたので、

この分もほとんど共立が受けます。一部は西伊豆病院で受けていただくような形になるうかと思いますが、とりあえずは、この両病院とも快く下田病院のなくなった分を受けていただくような体制下になりましたのでほっとしているところなんです、簡単に、この二次救急、今2つあるところを、さらに増やせということはなかなか現実には難しいですね。常に常勤の先生方がいて、それから内科があって、外科があってというような、いろいろな問題点があって、例えば、当然当直をすれば、次の日がまた仕事であるというような、本当に大変な思いをする中で、今のところ共立病院と西伊豆病院があるという中で、やりくりをしなければならぬのかなというふうには思っています。

お産の関係では、特に、18年度に賀茂地域の方々でお産があったのは425件ですね、その中で、この賀茂の圏域の中でお産をされた方々は256人、そのうち25人が臼井、下田の臼井さんで生まれている。ですから、この賀茂郡の中で生まれる方は、ほとんど臼井さんでお願いをしているというような状況下であります。18年度の下田市の場合は14人生まれていますね。ですから、そのうちの96人が臼井さんということです。残りの45人はよその病院ですね、長岡の順天堂とか、日赤病院とか、あるいはお嫁さんの里へ帰られて、そこで生まれるとか、そういう方が45人いたわけです。

ですから、下田以外では150人ぐらいが下田の臼井医院で子供を生んでいるというような実態があるわけで、大変この臼井医院の存在というのが、今のところ大変ありがたい状況下になっているというふうに認識をしております。

例えば、藤枝の市立病院が5月末で、あれだけ大きな都市でも産婦人科の先生が全部いなくなって、5月からできなくなる。これは年間で700人ぐらいお産を扱っている病院なんです。これがまさにお医者さんいなくなってしまうということで、この700人の事例として、周りの焼津の病院だとか、いろいろなところに振り分けてやるしかないというような状況下になっている中では、何とか下田の場合は少し確保がしっかりできているということでは、ありがたいというふうな理解をしております。

お隣の伊豆市の赤十字病院のほうでも、年間200から250件、いっとき先生がいなくなるといって大騒ぎしていましたが、先般、新聞見ていましたら、お一人先生が来られて、助産師さんが4人いるもので、そこで何とか確保できたということで、近場にそういうのがまたできたということではありがたいというふうに思っております。

あと、小児救急の電話相談、先ほど申し上げたとおりであります。それから、夜間の救急センターと、それから救急体制の充実ということですが、これはできれば、例えば一

次救急の中でも、先般できました白浜クリニック等は診療室も4つも持っていますし、それから、検査機器が大変すばらしい機械が入っています。

ですから、そういう中で、賀茂医師会等と相談して、また、そういう体制ができるような形になれば、若干行政のまた支出は出てくるんですが、そういう話し合いをしながら、先般賀茂医師会の会長も、何とかそういう充実を図っていきたい。ただ、新しい施設をつくるのは無理なもので、既存の施設を使って、そういう夜間の危機業務ができるような確保をしていくというようなお話しもしましたので、これにまた実現に向けて、ただ、下田市だけの問題じゃなくて、当然賀茂郡全体で考えていく医療政策であろうと、こんなふうに考えています。

最後に、シンポジウムの関係が出ました。この2月には熱海では、熱海病院の主催でやりましたし、また、先般、3月には富士の中央病院でも、こういうシンポジウムをやりました。両方とも病院が主催をして、今の日本の医療の状態ということを話しながら、こういう先生方が足りないということをいろいろ説明したシンポジウムがありました。議員がおっしゃるといようなシンポジウムであれば、当然、この共立を運営している湊病院の病院組合等が主催をして、できれば地元の賀茂医師会の中からも先生に入ってもらおうとか、こういう形で何か連携ができるようなシンポジウム等ができれば、それはぜひまた考えてみたい、管理者のほうには、そういう提案があったということは伝えておきたいと、このように思います。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時 4分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 初めに、廃棄物の件でございますが、古紙の問題についてご質問いただきました。この古紙につきましては、市場の動向によりまして、この価格の上下というのがあります。そして、その見積もりの段階で有償になるのか、逆有償になるのかと

というような状況があるわけでございまして、売却代が処理費用を上回れば有償でございます。そして有償ということになります。また、この売却代が下回れば逆有償となって廃棄物というようなことになりまして、処理費用ということで払うということになりまして、どちらになるか、その発注のときにはわからないところがあります。結果的に有償売却ということになれば、資源ごみの売り払い代の収入と、また、逆有償の場合に ならば、処理委託ということで進められてきたところでございます。

そういう中で、今回のこの1番目の質問の中で、平成 15年から平成 19年9月まで、この600万余の委託料というものについてのご質問でございます。

平成 15年から 18年までの古紙の市場の動向、これをちょっと調べてみたところでございます。この古紙の三種、新聞、雑誌、段ボールの問屋の買入れ価格というか、こういうものがございまして、その平均を大体見ますと、4円から 4.5円強程度で推移をしております。この辺見積もりは、この市場の動向価格から業者は 処理の経費とか、多少の営業利益というものも勘案して、そして差し引いた中で逆有償という見積もりで、結果的には委託料を払ってきたというふうになるものでございます。

ただ、なお、平成 19年の古紙の市場というのは、新聞紙上にも報道されておりますけれども、この中国市場の輸出の増大というものがかなり国内の相場にも影響を与えておりまして、今年になって単価が、買入れの単価が上がってきている、急速に上がってきたという状況が見られます。そういう中で、今年度も見積もり合わせをしたわけでございますが、結果的に、現在では有償の売却ということになっているものでございます。

また、次の粗大ごみ処理の委託料が発生するスチールというか、鉄の有償のことについてのご質問でございますが、この予算化という話でございますが、なかなかその委託した粗大ごみの中に、どの程度のそういうものが含まれているのかということは、そのものによって非常に差がありまして、難しいところもあるわけですが、これを知っておるとなりますと、その辺のまた破碎したところから、またこちらへ運んでくる費用とか、また、保管の施設ということも考慮していかなければならないのかなというふうにも思っております。これも今後よく調査して研究をしていき、どのようにしていけばいいのかということの方角づけを熟慮していきたいというふうに思っております。

また、3つ目のリサイクル運営収集の古紙の計量について、この市の計量にしていくべきではないかという再三の議員さんの質問で、何回もあったわけでございますが、この収集拠点から市の計量器で計量して、こちらへ持ってきて、また、業者の処理施設へ運ぶというこ

との流れができるわけでございまして、そういう中で、今現在、委託している、委託料にまたコストがちょっと上がるということなども考えられますけれども、新しいストックヤードの設置も視野に入れて検討していきたいと、このように思っております。

また、4つ目には、リサイクル分別収集業務が随契となっているけれども、その会計原則に照らしてどうなんだということでございます。

現在、このリサイクル分別収集については、8地区を月2日、延べ16日、これは半日平均6台体制で125カ所の収集をしております。こういう1日仕事でなくて半日というような中途半端な、また、数も125カ所というような業務という観点から見ますと、その業務の車両とか、人員の配置とか、こういうことを考慮いたしますと、市内の業者という、また、そういう指名をするようになりますと、安定的な業務ということもとらえていく中で、1社という判断をして随契ということにしているところでございます。

また、5番目の粗大ごみ委託料の55円の根拠ということでございます。

これは以前からもご説明しておりますが、平成7年の廃棄物減量等推進審議会という、この中で陳述を受けまして民間活用というような、市で施設を設置するよりも民間活用というような陳述の中で民間で設置されたものでございます。そして、民間に委託すべきだというような提言もいただきまして、そういう中で業者が建設して、その処理費用として、この55円という見積もりの提示があったものでございます。そういうことで、今基本的には業者施設の減価償却、またランニングコスト、そして処理料を返還した中での単価の見積もりということになっているわけでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 子育てしやすいまちづくりということでご質問をいただきました。学校教育課のほうから答弁させていただきます。

本年度、平成19年から保育の事務、それから地域子育て支援センター並びに放課後児童クラブ、緊急リフレッシュ事業と、この事業を、従来は保育担当の福祉事務所のほうから教育委員会のほうに補助執行という形で事務分掌が変わっております。私ども、平成20年度の予算に向けまして、この保育所や幼稚園に就園する前の幼児と、その保護者のための地域支援センター、現在、これは第3保育所を中心に開催していただいておりますけれども、これを核に、公民館等の利用や他の保育所での開催を見据えて一層充実をしてみたいと、そのための予算審議をこの議会にお願いしてまいるところでございます。

あわせて、保育に欠ける児童に、待機児童が出ないように、それぞれの園の申し込み状況等に合わせて保育士さんの配置も、十分考慮に入れて配置していくと、このようにしていきたいと思っております。

また、保育所・幼稚園の在園児につきましても、現在なかなか個別指導が必要な園児がかなり数多く出てきております。こうした現状に、フリー保育士さんや担任の補助の講師を配置し、クラス全体の運営が滞りなくできるように十分配慮していきたいと、このように考えております。

また、特別支援教育ということで、この体制を十分充実していくために、現在、1人の支援員さんがあるわけですけれども、これを新年度におきましては3倍増させていただきたいということで、また、これもご審議のほうをお願いする予定でおります。

就学してから不登校児童ということでいろいろ社会的な問題になっているわけですが、適応指導事業として、従来の相談員さんが約110万円ほど、1人で担当していたそうですが、これを200日プラスした体制を整えて万全を記していきたいと、このように考えておるところであります。

また、平成19年度から文部省、それから厚生労働省の両省の総合的な放課後の児童対策事業として、放課後子どもプランの推進事業ということで、私どものほうも補助を受けて、昨年運営委員会を立ち上げて、下田市の今後のあるべき姿を検討していただきまして、昨年12月の末に、その意見書を教育委員会のほうにいただいております。その検討の結果といたしまして、保護者のほうから大変要望の強かった放課後児童クラブ、これを新たに、今下田小学校1カ所しかないわけですが、稲生沢小学校にも新たにこれを開設するというので、いずれについても、この議会に予算の審議をお願いするところでございます。

さらに、もう一つの柱であります地域の子育て力を生かした地域と子供の交流を図り、地域が子供を育てていく放課後子供教室という内容の事業があるわけですが、これについても、それぞれのPTAを初め社会福祉協議会や関係団体と協働して地域の体制が整うところから設置ができるように、また補正等を考えていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 海水浴場対策審議会の関係でございますけれども、4年ぶりの開催でありまして、会長、副会長を選任することから始めまして、ここで市長は先ほどの説明のとおり退席されまして会議に入ったわけでございますけれども、まず、原田区の役員

の方から、昨年の夏期対の状況等を意見を出していただきまして、それから、意見交換に入ったわけでございますけれども、なかなか結論には至りませんでしたけれども、私の感じたところは、なかなか皆さん、委員さん、ここでいつも議会で大きな問題になっている観光交流課としても、1年で一番の大きな問題になっているということが私たちは感じておりますけれども、委員さんの中では、話のいろいろした中では、バーベキューのできる浜辺をつくりたいとか、ペットの入浴可能な浜辺をつくりたいと、いろいろなご希望、意見が出まして、ちょっと皆さんと温度差があるのかなというふうな、その不法営業に対する関心度ですね、それがちょっと薄いのかなというふうな感じはいたしました。

その辺、また審議会の中で話していきたいと思っておりますけれども、原田区の区長さんもかわられる予定だということで、ちょっと新しい方が決定して本格的な審議に入りたいと思っておりますので、会議の内容はそういうことで、海水浴場不法営業のことを中心に話しましたけれども、なかなかその集中的な話にならなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 議員ご質問の訴訟事件につきましては、平成 18年 8月 16日付で、静岡地方裁判所下田支部へ訴状が提出されました。平成 18年（ワ）第 34号）損害賠償請求事件のことと思われましても、それを前提に答弁を進めさせていただきますが、本件訴訟につきましては、故意または過失によって他人の権利、または法律上保障される利益を侵害したものは、これに生じた損害を賠償する責任を負うと規定します民法 709条、この条項に基づきまして、不法行為による損害賠償を求めているものでございまして、民事訴訟法第 13条等に基づきまして、適法に提訴し受理された係争事件でございます。

したがって、この訴訟事件が議員のご発言の中にございましたような、不法な行政暴力とか、あるいはこれによって原告が行政上の利権を得ようとしているなどというような認識には立っておりませんことをあらかじめお断り申し上げます。

また、本件訴訟の被告側に関しましては、訴訟原因となっております発言について、公務禁制との関連がないわけではございませんけれども、訴訟そのものは公人としての肩書を付さずに、あくまでも個人としての身分に対して提訴されているものでございまして、民事事件として審理が進められているものでございますので、その点をご承知おきいただいた上で、事実関係をご説明させていただきます。

まず、損害賠償事件の経過がどうなっているのかにつきましては、行政事件訴訟ではござ

いませんから、また、審理中の事件でございますので、予断を持たれるような発言は差し控えていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、平成 18年 8月 16日に訴状が提出されて以来、平成 18年 8月 30日に開催されました市議会全員協議会において報告させていただきましたが、それ以後、これまでに口頭弁論 1回、それから、争点と証拠の整理手続を行うための弁論準備手続、この民訴法の第 168条に基づくものでございますが、これが 11回開かれております。

その間、平成 19年 3月市議会定例会の一般質問におきまして、当時、小林議員からも職員個人としての訴訟に相對するのではなく、市としてきちっとした対応をすべきであると、そういった趣旨のご意見をちょうだいいたしました。それに対しまして当時の総務課長は、民事事件であり、個人で負担し対応していただくことが原則であるが、書類整理等、市としてできる限り協力できるものは協力していくという姿勢で今後に対応していきたいというような答弁をしております。

この答弁は、たとえば事件当事者が退職等、何らかの事情の変化があった場合におきましても、行政としての立場から協力を惜しまないという首尾一貫した考え方でございまして、協力できる範囲内での協力は継続させていただくと、そういう意思表示であるということで、しっかりと受けとめております。

したがいまして、これまで何回となく準備書面を作成し提出する過程におきまして、訴訟当事者はもちろんのこと、副市長を初め私ども職員を交えて訴訟代理人とともに入念な打ち合わせを行いまして準備書面を作成するなど、できる限りの協力をしてきておりまして、その姿勢は今後におきましても変わるものではないと強く認識しております。

一方、本件訴訟事件への公金支出の問題につきましては、ご承知のとおり、地方自治法第 23条第 1項におきまして、地方公共団体がその処理する事務に要する経費の支弁義務に関しまして、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、その他法律またはこれに基づく政令により、当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする規定し、それ以外の命令等による経費の負担は義務を負うものではないということを明確に定めております。

また、市の会計規則におきましても、法令、条例、規則等に違反した支出命令は発することができないと定めておりまして、今回のように個人を相手取った民事訴訟事件に対しましては、残念ながら議員のご提案のような公費負担は、現行の法体系におきましてクリアすることができないということでございます。

また、一例を挙げて、例えば静岡県の市町村職員賠償責任保険に職員互助会を通して加入し、弁護士費用や賠償金が必要になっても保険で対応しておくべきだという趣旨のご提案でございますけれども、この職員賠償責任保険は、公務遂行に起因した住民訴訟以外の民事訴訟によって、市長を除く職員、個人に請求される損害賠償金等についての補償でございます。団体加入はできないものでございます。

ところで、職員個人がこの賠償責任保険に加入した場合の掛け金に対する助成が可能かどうかにつきましては、現在 30人ほどの職員がこの保険に加入しているというふうに関き及んでおりますけれども、下田市職員互助会設置条例がございますので、条例の解釈と運用の中で対応は可能かどうか、今後研究の余地はあるものというふうを考えております。

なお、議員ご発言にございました行政暴力に関しましては、行政機関や、その職員に対する不当要求等の行為、これに対しまして、組織的な取り組みを行い、適切に対処することができるように、平成 16年 7月、不当要求行為等への対策に関する要綱を定めまして、副市長を委員長とする対策委員会を庁内に設置しております。行政暴力を恐れず、ひるまず、退かずに、そういった毅然とした強い気概を持ちまして対処する体制を整えておりますので、その点、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 古紙が有価物ではなくて処理するものであるという、この見解に至っている当局の考え方がおかしいという指摘をしているわけです。市況が 4円とか 5円とかと言いましたが、確かに平成 13年とか 14年の初めはそうでありますが、19年度の指標を見れば、新聞については、キログラム 11.5円から 12円という指標が出ているわけです。既に平成 19年度の当初のこの見込みの中で、3円を支払うというようなことがおかしいと、これは有価物であるということが明らかであると思います。にもかかわらず、それを処理が必要な廃棄物であると、既に 1年度にはリサイクル法が施行されて、ごみの減量化、有価物として、あるいは再利用しなさいと、こういう方針が国でも出されている中で、まさに、この業者との癒着構造とも言えるような体制を引き続いて、19年 9月までしてきたということは明らかだと思います。インターネットをのぞけば、市況が幾らで売られているか、すぐそんなことはわかるわけです。この業者の見積もりをとって初めて市況がわかるなんていうような状態ではないはずですよ。

そして、答弁されたすべてのことが、計量についても、作業上どうだこうだというような

ことで引き延ばしていいような課題ではないでしょう、これは基本的に。直ちに改めなければならぬことです。改めない限り、それは癒着構造だと言われてもしょうがない内容を含んでいるんじゃないですか。困難で鉄等は幾らかわからないと、これであれば、相殺をしたわけですから、この売り上げました鉄等有価物の値段が幾らなのか、相殺をした手続としてきちり把握して、幾らこの業者にくれてあげたのかということをはっきりと明らかにしていただきたいと思います。

次に、この観光のまちづくりの中で、どうしてこの裁判のことが出てきたのかわからないと、こういう、市長さん言われましたけれども、場面は違いますが、やはり行政がきちり不当な暴力的な行為、発言に対処をしていくと、こういうことでなくては市民の公正な行政、政治ができないと思うわけです。18年のこの全員協議会に8月に出されたと思うんですが、なぜ出したかと言えば、これは行政にかかわることだから出したんですよ。市長や担当課長の個人のことにかかわることであれば出すわけがないでしょう、全員協議会に。出すような問題じゃないと、議員のほうから一喝されるでしょう。まさに、こういう圧力を加えてくる団体のやり方が、個人に無言電話をかける、家族に圧力をかけると、こういう不法なやり方でやってくるわけですから、そういうものにきちり対応していくという姿勢がなくて解決できるわけは僕はないと思うわけです。前回の個人の民事訴訟であるので、行政がかかわれないという姿勢そのものが問題だと思うわけです。どうしたら行政がそれにかかわり、解決をしていくのか、こういう観点になぜ立てないのかということが問題であると思います。

市の窓口で苦情を言ってきた市民の方が、ほかの問題を抱えていながら、それに対応した職員の姿勢が悪いと大声を上げると、それがやり過ぎして、後で係長や課長がその職員を呼んで、こうすればよかった、ああすればよかったと、こんな言い方と同じことを今、市当局はこの問題でやっているんじゃないですか。そういう苦情が出てきたら、その場で係長なり課長が出ていって、それはこういうことですよ、納得してください、こういうことですよ、きちりけりをつけていく、こういうことが必要だと思います。

しかも、こういう市長や課長の発言からいって、1年有余、2年近くもこれらの裁判が続いているということ自身がおかしいと言いますか、これは業者の手の内にあるんじゃないですか。業者は負けることがわかっているけども、こういう苦情で裁判を続けると、そのことで圧力をかけ続ける、ここに意義があってやっているということが理解できないんですか、あなた方は。そんなことは明らかじゃないですか。

そういう姿勢が今、市民の利益を守る、市長や職員をきちり守っていくと。そして、そ

ういう不当な者とはきっちり対決をしていくと。行政がかかると、次に行政裁判がかけられるから対応しないんだと、こういうことではいけないと。次に行政が訴えられたら、そこでもきっちりけりをつけていくと、こういう姿勢を当局に求めたいと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 古紙の件でございます。

今、沢登議員さんのほうから、今年の前半のお話のことでございます。私たちも、今年度の見積もりにつきましては、その業者に対しまして、市場がこういうふうな状況で、以前と変わってきているということで、よくこの見積もりのやり方をこのようにしていったら、その結果として、見積もりを出してくださいということで、市場の引き取りの価格、これをよく見て、そして、この処理の費用というものをよく見て、差し引いたもので見積もりをとということで、直接お話ししました。

その結果、4月は逆有償であったわけでございますが、再度この9月におきまして、市場の状況もある中で話をしたところ、有償というような形で見積もりが出てきたところでございます。

また、計量のことにつきましては、先ほどストックヤードの件につきましては、調査研究というようなことでお話ししました。そういう中で、その辺も前向きに検討した中で、この計量につきましても、そういうヤードができた中で保管の確保ができるわけですので、直接の計量というものができるようになるのかなというようなこともありますので、台数も大変多い状況もありますけれども、その面も含めて調査研究をしていきたいという答弁でございます。

また、鉄の有価の部分のことでございますけれども、やはり先ほどちょっとご説明申し上げましたが、その粗大ごみの物によって、いろいろ鉄にというか、そういうものが入っている割合が極端に多かったり、少なかったりということで、非常に難しいところがありまして、ただ、この55円という処理費以上の処理というものが全体的な施設の処理の建設費とか、そういうものと、その処理の量とかいうことを勘案していく中で、そういう何というんですか、解釈をしている中で相殺という言葉を使った、その調査委員会の報告であります。そういうふうに判断した中のことでございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） ただいま再質問で、議会の全員協議会で本件について報告をしている、それが行政とかかわりがあるからということではないかというご質問でございます。全員協議会につきましては、平成 18年 2月 23日、それから 18年 8月 30日に報告させていただいておりますけれども、これは冒頭の答弁でも申し上げましたように、公務遂行制、あるいは公務禁制、こういったものがあるという判断の中で報告をさせていただいているものでございます。

また、この事件に関しまして、行政が介入すべきと、そういうご判断での立場に立ってのご発言かと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、あくまでも民事訴訟として、民法 709条の不法行為責任を追及しているものでございます。この事件に対しまして、行政が直接的なかかわりを持つということは、現行の法体系上できないということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 繰り返しになりますので、しょうがない、要望を申し述べたいと思えますが、ぜひともこの古紙については、この業者の見積もりをとって初めて値段が決まるというようなことではなくて、この製紙工場を抱えている静岡県では、きっちりした市況があるわけです、古紙の。問屋さんと直接つながると、こういうことがなぜできないのかと。ぜひそういう改正をしていただきたいと。有価物をきっちり有価物として処理をすると、財源をきっちりと市民のために確保すると、この姿勢が必要だと思うわけです。特定の業者の利益を図るような、そういう疑いを持たれるような仕組みはきっちりと改めていただきたい。

それから、その行政の件につきましては、残念ながら法的にできないと、こういう見解のようですが、私は違うと思うんですが、具体的な弁護の担当に当たっていますのは、市の顧問弁護士ではないんでしょうか。ここら辺のことも含めて、個人であって、もう 1年 6カ月、2年近くもなるとするのであれば、やはり弁護士ももう 1人つけるなり、きっちりして、これを早急に解決をすると、こういう姿勢が市長、課長と市当局の協力関係が当然求められていると、そういうぐあいに思います。

なお、この互助会を通じての一定の職員への援助は検討するというところでありますので、ぜひ検討をしていただきたいと思えます。

それから、救急医療の夜間のドクターヘリの件でございますが、県知事のほうも一定のことを考えるというようなことを報道を聞き及んでおります。そういう情報が当局のほうに入

っていないかどうか。ぜひ、この夜間の救急のためのヘリコプターが利用できるということになれば、まさにヘリコプターは第三次救急、順天堂がそこまで来てくれると、こういう理解はできるわけですので、大変この地域にとってはありがたいことだということになるのかと思います。

それから、救急については、かつて二次救急の病院であったところに一定の施設はあるわけですので、そこに協力をいただいて地域のお医者さんがそこに詰めると、夜間休日の体制をひとつ検討するというような方向を たしか市長も答弁をされたことがあると思うんですが、そういう方向をぜひとも検討していただきたい。

この問題は、市長もご承知のように、下田市だけではなくて、1つの県を交えた医療圏として対応をしていく課題だろうと思うわけです。東伊豆町等に第二次の救急の病院ができれば、この困難な状況は幾らかは解決していくということになるのかと思うわけですので、この伊豆医療圏での調整というんでしょうか、県との話し合いはどういうぐあいになっているのかと。しかも、一次、二次の補助金等は、ほとんど県から補助金をもらえるという、こういう仕組みになっていると思うわけです。県の行政が大きくかかわらなければならないこの医療施設体制の問題だと思しますので、その点のご所見を明らかにしていただきたいと思します。

それから、市長に、この合併の件で、南伊豆の町長さんは、かつての1市2町ですね、松崎が外れたら次の合併協議はありませんよと、こういう見解を出されているかと思うんですが、これについての市長の見解があれば、ぜひご答弁をいただきたいと思します。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほどのご質問で、答弁漏れということで、ドクターヘリの夜間飛行ということでございます。これは昨年の県議会の6月定例会で、地元県議のほうから、ドクターヘリの夜間飛行の早期実現ということでご質問がありました。その中で、県の答弁としては、現在、国において検討されております夜間飛行の実現は、その計器飛行システムというか、夜間でも飛べる、そういう計器飛行システムというのが今研究中らしいんですよ。その対応を待って考えたいという答弁が県のほうから出ておりましたので、そういう国の方向が夜間にドクターヘリが飛ばされるというような方向性の、そういう計器飛行システムができれば、また大きなお金がかかるのかもしれませんが、県は前向きに考えたいという答弁がたしかあったと思しますので、そのような方向になるのではなからうかと思します。

現実には、今は有視界飛行ということですから、朝8時半から午後5時頃まで、日没まで

ということと、やはり天気の良い日は天城も大変危険であるということで、雨の日は飛ばないというような状況下の中で、ドクターヘリが十分に生かされると思うんですが、もっともっと期待をしたいということであれば、こういう夜間飛行、それから雨天の場合の飛行ということは、今後も県議等を通じて県のほうにはお願いをしていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、夜間救急の問題でありますけれども、これは賀茂の圏域の医療問題の話がありまして、この中では賀茂医師会の会長さんのほうからも大きなお金をかけないで、先ほど私が答弁しましたように、現存の医療施設を使ってお医者さんの配置というようなことでの賀茂医師会の先生方との話し合いが一応されているようであります。

それで、その会議の中で、私どもにも、このような考え方を持っているということで、当日たまたま東伊豆町長とか、河津の町長さん、私、あるいは西伊豆の方面の首長さんにも、このような話がされました。私どもとすれば、本当だったらやっぱり3カ所ぐらい、西と南と東、河津をクリアできる、そこあたりの医療機関の中にそういう形ができればいいのかということで、話し合いはまた進めていきたいというふうに思います。

それから、合併問題の問題でありますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、やはり私どもは、この6つの賀茂地域の中で、4つの存在感というのは大変大きな、次のステップへつなげられる合併であるということを考えておりますので、松崎町さんの推移を見て、今のところは動静を考えていくしかないというような思いで、その後のことはよくまだ全然考えておりません。

以上であります。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 先ほどの損害賠償請求事件の関係でございますけれども、市の顧問弁護士というご発言がございましたけれども、確かに事件を担当している訴訟代理人は市の顧問弁護士でございますけれども、顧問弁護士と訴訟代理人とは別の人格ということでご理解いただきたいと思います。

それから、訴訟代理人をさらに増やすことができないかというご質問でございますが、これは事件当事者がご判断なさることございまして、我々が行政の立場であれこれ言うものではないというふうに理解しております。

さらに、裁判が長引いているということでございますけれども、現在司法の場において慎重に審議されているものでございまして、私どもの立場で、これが長いとか、短いとか、

軽々に判断するものではないというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 態度が変わらないということで非常に残念だと感想を申し上げたいと思います。

子育て支援事業、一定この前進をさせるということで、ありがたく評価をさせていただきたいと思うわけであります。しかし、この男女共同参画の実現を目指す市民懇話会がやって、報告書も出しております。ここで言われていることが、当然市が事務局になっていくことが、当然政策会議が市の中でこれがどういづくあいに進めていくのかということの議論がされていると思いますが、それらについての具体的なご答弁をいただけなかったと。集中改革プランの今後の問題点は、幼稚園・保育園、あるいは小・中学校、教育施設の合併にあると、廃止にあると私は思うわけですが、そのところをどのように考えているのかという質問をさせていただきましたが、残念ながら答弁がなかったと思います。ぜひそういう意味ではご答弁いただきたいと。

議長（増田 清君） 3 分前です。

1 番（沢登英信君） 子育て支援センターの第3でやっています事業が全く園長任せになっていて、実施の要綱をつくられていないと。市民をサービスするのにこういうサービスをしますという決まりをきっちりつけるということは必要だと思うわけですが。前回は質問させてもらって、検討するという返事をいただいていたと思いますが、それが具体的にされていないと。放課後児童の稲生沢への対応は大変ありがたいと思いますが、第3で現在やられている子育て支援事業を来年に向けて新しい公民館等々でやるということができないのであれば、今のところの内容をより一層充実させていくと、そういう体制と努力が必要かと思うわけでありますが、どういう見解なのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 第3で行っております子育て支援センターでありますけれども、沢登議員、前回の質問の中で、要綱の早期制定をということでお話をいただきました。その折に、開催場所等の未確定な部分がありますけれども、もうしばらく時間をいただきたいということで答弁をした覚えがございます。

今、お話ししたように、新年度につきましては、第3保育所を中心にして、他の保育所、または公民館等、こうしたところへの開催を考えておりますので、この辺がぜひ対応できる

ような要綱を新年度に向けて今準備をしていきたいと、こう考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上です。

(発言する者あり)

議長(増田 清君) 教育長。

教育長(高 橋正史君) 小・中学校の学校の再編と、それから就学前の幼稚園と保育園の再編については、審議会や、そのほか同様な中間報告をいただきましたけれども、ただ、単なるソフト面だけでなく、ハード面と、それから財政の問題も含めて、耐震の問題も含めまして、いわゆる幼稚園と保育園が一体化した教育委員会、一応分掌としてなりましたので、庁内で十分な検討をしながら、それなりの結論を得て実施というんですか、考え方をまとめていきたいというふうに思います。

議長(増田 清君) これをもって、1 番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3 番。1、美しい原風景づくりについて。2、急速な少子化での未来の人づくりについて。

以上2 件、土屋誠司君。

[1 1 番 土屋誠司君登壇]

1 1 番(土屋誠司君) それでは、議長の紹介された事項について、順次質問させていただきます。

平成 20年度の施政方針には、依然厳しい財政状況から脱し切れないため、今年度もキャップ方式により、各課において創意と工夫をもって市内経済の活性化と市民生活の向上に必要性、効果の高い事業を社会状況、地域経済の変化に柔軟に対応し、行政サービスを見直し、身の丈に合う効果的で効率的な行政の 運営を追求し、事業の重点化を明確にした主要な施策の美しい原風景づくり、未来の人づくりなどについて質問いたします。

まず、美しい原風景づくりについて伺います。

自然環境が貴重な観光資源である爪木崎・寝姿山自然公園や下田公園、海岸線や里山など保護や保全に努め、人と自然が豊かに共生するまちづくりを推進していくとあります。私も下田市が最重要に推進すべき事項等とっております。これらの整備について、予算面ではどのように配慮されているのかについてを伺うものであります。

下田市内の森林の多くでは、里山の広葉樹 林は、まき・炭の生産により短期間での利用がされてきましたが、昭和 40年を境とし 40年間も利用がされなくなり、照葉広葉樹の勢力が増

し、枝先のみ茂った山林の状態となっております。この荒廃した里山を景観形成上、どのように考えており、どう整備していくのかを伺うものです。

伊豆地域の植生の特徴は、広葉樹林が多く、さらに、南方系・北方系の樹木が混生している特異地帯でもあります。特に、下田市の植生は広葉樹林が 45%、針葉樹林が 30%が森林で、25%が農地、荒れ地等であります。賀茂地区の平均植生は広葉樹が 4 割、針葉樹が 4 割であり、下田市は広葉樹の率が 5 %高いということは、ほかの地域にもない特徴でもあり、広葉樹林がより多いことが今後の宝物であります。これからの下田市観光の源になると確信していますが、手入れがされていないと椎や檜類などの照葉広葉樹が過多となり、落葉広葉樹が減少してきています。すぐにでも除間伐をして保全整備をしていかないと下層植生がなくなり、桜などの落葉樹も絶え、より多くの表土が流出し保水力の低下や土壌がかたいために倒木などで山地災害が発生し、泥などが海底に堆積し磯焼けの原因となります。水産資源の激減も懸念されております。

下田市は財源がないとし、年々森林整備予算を縮小しています。平成 19年度は森の力再生事業があるとして科目存置の状態です。景観団体を目指している観光立市としては、このようなことはいかがかと思えます。平成 18年の間伐事業は 156万 4,000円でありましたけれども、19年度は 49万 7,000円、広葉樹の除間伐は、これはほかの地域はなく下田市独自で、よそに自慢していた事業ですけれども、この事業もだんだん減少してきて、18年は9万円であり、19年度は科目存置のみです。また、もう一個、広葉樹の利用事業に おいては、数年前から科目存置の状態であります。

平成 18年度より、地権者、自治体の負担のない森の力再生事業、これは荒廃した人工林の混交林化、また、放置された里山林の整備があります。この中において、針葉樹林においては、この森の力再生事業によって間伐がされておりますけれども、下田市に多い広葉樹林の整備にはゾーニングが水土保持林のため森の力再生事業が行えません。下田市森林整備計画の里山広葉樹林を森と人の共生林へとゾーニングを変え、水土保持林のゾーニングを見直し、下田市地権者の負担のない森の力再生事業により広葉 樹を間伐すべきであります。金を出さずに、知恵・工夫により整備できるよう、このゾーニングの変更をするかどうかについて伺います。景観条例を制定後の里山の整備はどのように整備していくのか。また、これらについては、財源はどうするのかについても伺います。

次に、下田市森林整備計画が平成 19年 4月 1日に改正されたことについて伺うものです。同計画に森林整備の基本方向に水源涵養機能、保健文化機能を初めとする本市の森林の有

する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林整備のため住民の意見を取り入れ、地域林相に応じた計画的な森林整備をするとあります。これにおいて、下田市森林整備計画のゾーニングはいつしたのかということ伺います。また、今改定に当たり、ゾーニングについて地権者、地域の意見は、いつ、どのように取り入れるかについても伺います。

下田市森林整備計画書が伊豆森林組合にはない状態で、伊豆森林組合と連携しての下田市の森林整備ができるのかということ伺います。また、このような状態でもいいのですか。この計画書はどこに配布してあるのかを伺います。下田市森林整備計画の第 12頁に、林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項のおが粉生産工場についてと森林整備計画の現状の整合はどのようになっているかも伺います。

次に、下田公園の整備について伺います。

鵜島城は、天正年間に後北条が豊臣方との対戦に備え、北条水軍の拠点として築城後、江戸時代は幕府の支配下に置かれ、一木一草たりとも勝手にとれない御料林のため城の遺構はよく保全されてきましたけれども、近年の公園化が進み、帯曲輪の一部が破壊されたり、遊歩道をつくるのに空堀が埋められたり、あじさいを初め、種々の樹木が植えられて遺構が破壊されてきているところです。通称、見所台と呼ばれる海拔 70メートルの高台を中心にくるわや空堀、やぐらが港を防御するように配置された特徴、海路より来襲する水軍を意識した縄張り、特に、総延長 700メートルに及ぶ空堀の構造は、後北条氏が築城した城郭の特徴である畝堀、障子堀が一部残っております。この貴重なところに平成 20年度あじさい祭は有料公園となる計画がありますが、現状のままでは入り込み客が減少するのではと思います。

私は、空堀の一部を復元し、やぐら台跡と推定されている6カ所を当時のように海を眺望できるように椎などの照葉広葉樹の間伐や強剪定により眺望を確保すべきと思います。海とあじさいの調和する風景が日本一のあじさい公園になれる要因と私は思います。市長は、下田のあじさいは日本一のあじさい公園と言いますが、どのようなところが日本一かを伺うものです。やぐら跡と推定されているところの照葉広葉樹の間伐、強剪定と水軍城の障子堀を1カ所でも復元する気はあるかについても市長に伺います。

次に、環境の問題で、先ほどの沢登議員からもありましたけれども、ごみをより価値ある資源にするために、ごみの販売価格を上げるために、10トンコンテナ単位に屋根つきのストックヤードが必要と何回も要望してきましたけれども、さらにまた、今回も提案いたします。

まず、今度は、今までも言ってきましたけれども、清掃センターの不燃物の集積場等駐車

場に立体型トラスをつくって有価物の価値を上げるという提案です。

今までは、あそこは用途地域が違うから建設はできないという答弁がありましたけれども、調べていきますと、用途地域の変更でなくて確認申請だけでできると思います。これらのことを早期にやり、ごみを有価物の価値を上げてから収入を得るということが最大の行政改革だと思いますけれども、このようなところにつくるかどうかを伺います。また、その清掃センターの車両は、広大な南伊豆衛生プラント駐車場を借用し、費用対効果のある施策を考えないかについても、市長に伺います。

大項目の2の項目です。急速な少子化での未来の人づくりについて伺います。

学校再編整備審議会の答申には、市財政と学校施設の状況、平成19年10月の下田市財政見通しで、平成20年度から23年度まで財政試算の中で、現在の行政サービスの水準に努めつつ、22億5,000万円の公債残高の削減を確実にしていくために、歳出において義務的経費、投資的経費の削減に努め、単年度収支バランスをとっているため新規事業は困難であるとしています。学校再編には、現有施設の有効活用が望まれるとあります。幼保一元化推進委員会が設置、設置規定が19年3月に改正され、事務部局も福祉教育が統合されてから1年になりますが、保育計画の策定、施設の改修計画、幼保一元化を推進するための重要な課題の調査研究が何回行われたのか、調査研究の内容について伺います。

下田市内の小学生は、1学年が200人前後であります。5歳以下の子供たちは180人台から140人台へと急速に少子化が進行していることを幼稚園・保育園の費用対効果等を勘案した検討内容の進捗状況はどのようなのですか、その辺も伺います。

下田市有施設の耐震が劣ると1年半前に公表され、耐震が劣るのは113施設であり、学校、幼稚園、保育所だけでも19施設があります。この公表されてから教育委員会としては幼児、児童・生徒の安全へどのような対応策などをしてきたのかについて伺います。

施政方針に、下田市有公共施設の耐震化計画を平成22年度までに策定し、22年度までに完了のスタートの年としていますが、教育委員会としては、23年まで耐震のない危険な園舎で保育・教育をしていくのかについて伺います。何の対策もなく、地震などにより人身に被害があった場合の責任はどのようにされるのかについても伺います。平成22年度までに耐震化計画を策定して22年までに耐震化するとありますけれども、23年から5年間でこのような多くの施設の耐震化等ができるのでしょうか。平成23年になると財源が確保できるのかについても説明をお願いします。

下田市の幼保については、今までは予算規模で大きいですがけれども、施設の数が多いため

に、子供1人当たりの人件費が多額だと思います。他市との比較はどうでしょうか。下田市の負担がなく、早期に耐震化された施設で子供を安全に保育する義務が行政にはあると思います。教育委員会は、どのように考えているのかについても伺います。

現在、各自治体においては、直営保育では負担が多額なため、これは補助金がなくなったために民間に保育を任せる検討が具体的に進んでいると聞きます。下田市は民間保育についての考えはどのようなことか伺いまして、以上、質問を終わります。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、午後1時10分まで休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、午後1時10分まで暫時休憩といたします。

午後 0時 9分休憩

午後 1時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初のご質問でございました施政方針の中で、美しい原風景づくりというような関連のご質問でございました。

まず、里山の整備というようなご質問でございましたが、議員がどの辺の地域のことを言われているのか。特に、ご出身地の稲梓ということであれば、私もよく車では414を走りますので、大変気になっている地域ではあります。人工的な看板等が立てられているようなところがありまして、ああいう看板がなければいいなというような、こう思ったりする。例えば、それは今かかっております景観条例、こういうものをつくる中でいろいろ規制がかけられるのではなからうというような形の中で考えております。お隣の南伊豆町でも、この里山整備ということで個人の方が一生懸命やって、周りの方がいろいろボランティアでも整備されている、大変美しい里山というのがつくられているというふうに認識をしております。

そういう中で、ぜひそういう思いをもって整備的なものはしていきたいというふうに思いますが、いろいろ幾つかの問題点が出てきました。森林整備計画の見直し等、いろいろな専

門的なことでもありますので、これは担当課のほうで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

下田公園の関係であります。照葉広葉樹の間伐というお話がありました。それと、今現在少し整備をしておりますあじさい公園の関係、それと後北条水軍の関係の、例の空堀の関係も昨日もご質問出ましたけれども、その関係のご質問だったというふうに思います。

まず、あじさい公園の関係であります。市長が日本一というのは何だよということにつきましては、現実には外から見れば日本一にはなっていないのかもしれませんが、私自身はいろいろなところのあじさいを見てきました中では、この下田公園のあじさいというのは本当に日本一と言ってもいいくらいの、いわゆるロケーションの関係では本当に一番だと思います。あれだけきれいな海が見える公園の中に、あれだけのあじさいの群生地があるというのは、なかなかほかにはありません。

それで、前の議会でもちょっとご報告したことがあったんですが、数年前の日本経済新聞の全国のあじさいという評価の中では、東日本の中では、この下田公園のあじさいが第4位にランクづけをされておりました。1番目がどういうところからと言いますと、やはり個人でやっているあじさい園ということで、花の種類が多い、この辺がやはり評価点が高いところですね。250種類とか、多いところは350種類、両方とも有料で見せているあじさい園であります。

ですから、そういう中で、そういう有料でもってお金をかけながらあじさい園を整備していくということが、やはりいろいろな面で評価が高いということであるという関係であれば、この下田公園も今回有料化のほうに方向づけされていますが、ぜひそういう中で、今度は我々が日本一と思うだけじゃなくて、来られる方が日本一と言われるような評価のあじさい公園をつくっていく必要がある。そのためには、ただ数だけじゃなくて、やはりいろいろな種類も植えられる、お金をかけてそういうこともやっていく、これが必要かと思えます。

それから、間伐関係でありますね。いろいろな海が見渡せるようなポイントをつくれということでありました。現実、今やらせております。大変下田公園のソメイヨシノの桜が寿命に来ておりまして、数年前から惨めな姿になっている、てんぐ巣病でやられまして、かなりそのあじさいの景観を壊している部分がありますので、現実、今この花が咲かない桜の木、ソメイヨシノでありますけれども、やはり寿命と言われております。50年、60年たった桜がだめになっているということで、先般教育長にも一緒に行ってもらって、この桜を見てきました。10本ぐらいどうしても切らなければならないということで、本当のただの木になっておた

この桜は切らしていただきました。これからも多分あと 10本か 12本ぐらい切らなければならぬ。てんぐ巣病でほとんど全滅状況になっているというのが今下田公園の桜であります。

そういうことをやらさせていただいておりますので、大変ロケーションがよくなって、一度ぜひ見に行っていたきたいというふうに思います。アジサイの辺から見る下田のまちなみ、それから港、大変よく見えるような状態になっております。

そういう中で、あと水族館寄りのほう は魚つき保安林ということでなかなか木が切れないような状況でありますけれども、やはり公園を管理していく上は、やっぱりある程度椎の木だとか、どうしても影をつくってしまうような木は少し考えながら切る必要もあるのかなということで、現場を管理しております担当者なんかとも話をしなから、あるいは担当課と相談しながら考えていきたいというふうに思っております。

それから、ごみ資源の関係のストックヤードの対応につきましては、これはもう何回も議会のほうからも言われておりますので、これはもう早いうちに、ぜひ前向きに方法論を考えてやっていきたいという認識を持っておりますので、また、何か知恵があったらぜひ議員のほうからもご提案等をいただければというふうに思っております。

少子化での未来の人づくりという問題につきましては、教育委員会のほうへの質問もありました。それから、施政方針の中で言われております、やはり公共施設の耐震化の問題につきましては、財源が確保できるのか大変難しい問題ではあるかと思いますが、先ほど答弁で申し上げましたように、2年度までの耐震化計画の中で、施設もはっきり統廃合をする、それから廃止する施設はもう廃止する、新設するものは新設する、そういう計画をつくりながら、そこにどうやって財源を手当てができるかということも含めたやっぱり計画づくりをしていかなければならないというふうに思います。行政として、やはりやらなければならない責任のある施策であれば、これはどんな無理をしてもやっていかなければならない。特に、命にかかわる問題ということですから、強い意思を持って、この辺は取り組んでいきたい、このように思います。

関連のまたご質問につきましては、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思います。
議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 今の市長の答弁でもありましたけれども、急速な少子化と未来の人づくりについての教育委員会としての幼児教育、保育のあり方、耐震のない中での園児、児童・生徒への安全の対応についてというご質問です。

耐震補強問題については、大変これは重大な事項でありまして、今、市長もお答えしまし

たけれども、本市の諸所の現状と絡めての再編、統廃合の課題とあわせて、子どもを預かっている立場として、大変心苦しく思っているわけです。

ご存じのように、今年から学校、幼稚園に加えて、保育園・保育所の施設の運営も教育委員会の担当になりましたので、それから、平成9年から約10年間幼保の一元化というんですか、検討がなされてきた中で、13年に推進委員会からの報告書、16年にも報告書、また、18年には学校再編審議会からの中間答申、3回にわたってこうされてきましたが、なかなか現実には、じゃここを統廃合ということは、浜崎幼稚園と稲生沢幼稚園の2つの統廃合にとどまっているわけですが、ただ、浜崎と稲生沢の件の統廃合についても、非常に私たちも苦慮しましたけれども、いわゆる施設をなくすというようなことについては重大なことだというふうに、わずか20人足らずのこれをなくすなんて、それ何でもないじゃないかというふうに思いますけれども、非常にやっぱりその地域なり子供たちの思い、父兄の方の思いというのは非常に強いわけで、簡単に、そこはすぐ統廃合するという形だけではとてもいかなないなというふうには思っています。

幼保一体化した、分掌を持ったやっぱり教育委員会がまず、最終的には幾つにするというように強いやっぱり方針を出して、それをたたき台にしながら、今市長の言ったように2年から2年に向けての耐震化というようなことについて、やっぱり真剣に、早急に対応しなければいけないというふうなきたい決意でございます。

具体的なことについては、また後から、担当から説明させていただきます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 森林整備の関係のご質問でございますけれども、6点ほどあったと思います。

まず、1点目の森の力再生事業採択のために、今森林整備計画のゾーニングを変更する気はないかという1点目ご質問ですけれども、あくまでも森林整備計画というものについては、落合浄水場から上流域については、水土保持林、それから、その下については、共生林という位置づけをさせていただきます。森林整備計画につきましては、平成8年度前回やりまして、19年度4月に若干の訂正をいたしております。平成8年から、このゾーニングの考え方、それは今回の改定についても同様な考え方で、あくまでも浄水場上流域については水土保持林、下のほうについては共生林という考え方は変わっておりません。

その中で、森の力の再生事業によりまして広葉樹の除間伐ということなんですけれども、

森の力再生事業につきましては、本来の目的が針葉樹林の混交林化を目的としております。梓としては、かなり広葉樹につきましては、面積割が当初の計画が大変少ない割合になっております。果たしてゾーンを変えたからといって、それが採択されるかということについては、若干不安がございます。したがって、本来の森林整備計画上のゾーン分けについては、変える考え方はございません。ただ、森の力再生事業の制度を利用して、水土保持林の中でも広葉樹を何とかできないかという働きかけはしていこうかなというふうに考えております。

次に、2点目ですけれども、除間伐関係の補助金ですね、増額をというお話ですけれども、除間伐につきましては、あくまでも森林組合に加入している方の除間伐というつけ増しの補助制度でございます。要望があれば財政当局にどんどん要望して予算確保したいと思っております。

それから、景観の関係ですけれども、今建設課のほうが主になって景観の整備をやっておりますので、その中で里山の景観ということを位置づけていってもらおうということで、私も委員になっておりますので、その辺は特に気をつけてやっていきたいと思っております。

それから、3点目に、森林整備計画のゾーニングという、いつ頃策定したのかというお話ですけれども、先ほど申しましたように、平成8年からこの考え方が入ってきたということで、当時、平成8年の計画時点で、この水土保持林、共生林というゾーン分けは変わっておりません。

それから、4点目、ゾーニングについては、地権者、地域の意見はということでございますけれども、これについては、方法論としては19年2月5日から30日間の公告をしております。その期間に意見等をいただくということで期間設けておりましたけれども、意見等ございませんでした。

それから、森林整備計画書の配布先はということなんですが、一応配布先はございません。産業振興課に据え置かれているということでございます。森林組合には内容等については教えてありますけれども、組合員がコピーが希望であれば拒むものではございませんので、要望があれば、そのとおりにしていきたいと思っております。

それから、6点目、おが粉の工場の関係ですけれども、今年の1月21日におが粉の機械関係を売却したという情報が議員さんからありまして、早速事情聴取をいたしまして、2月6日に県・市・森林組合が事情聴取をいたしまして、本来県の要綱、市の要綱、当然財産処分するに当たっては、事前に承認を得なければならぬという決まりがございます。それを著

しく逸脱しておりましたので十分注意いたしました。注意というか、怒りましたけれども、その後、この始末をどういうふうにつけていくかということについては、県も2分の1の補助、市の4分の1補助しておりますので、足並みをそろえるということで、今詰めをしているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 急激な少子化の中で、未来の人づくりについて、どのような方策を考えておられるのかと、このようなご質問であろうかと思えます。

まず最初に、下田市の幼保の改革がどのように進展をしているのかというご質問がございました。幼保の動きは、先ほど教育長のほうからお話がありましたとおり、平成 18年には浜崎幼稚園を下田幼稚園に、それから、今年度末をもって、稲生沢幼稚園をそれぞれ下田幼稚園に統合するという方向で今動いているところであります。これにより多くの園児が耐震化を施された下田幼稚園において、安全に園生活をして、これからもその方向でお願いをしていくと、こういうことでもあります。

また、施設が多くて、1人当たりの人件費はどのくらいになっているのかと、こういうご質問でございました。今、またこれから皆さんにご審議をいただくわけですが、最新の 20年当初の今予定としまして、保育園の園児1人当たりにかかわる人件費につきましては 84万6,000円ほどになるかと思います。また、幼稚園児1人当たりにつきましては 48万8,000円ほどと予想してございます。

それから、耐震対策がなくて、子供の安全についてどう考えているんだということですが、これにつきましては、市長並びに教育長からご答弁がありましたように、22年までに計画を策定し、それから27年までの指標をしていくということで、当面ランク3、これは倒壊の危険が大変大きくて、大きな被害が予想されると、こういうランクづけのありますランク3の施設を私どもたくさん持っておりますので、これと、まだ未改修の施設も一部あります。これについて最優先の課題ということで、耐震計画の中に組み入れて1日も早い対策、対応をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、下田市の民間保育園については、どういうふうな考えを持っておられるのかと、このようなご質問がございました。昨今の急速な少子化の中で、対象年齢が、本年度は 1,026名あったんですが、これを平成 24年まで見通してみますと、24年には780人まで減員するという想定が示されております。こうした状況を踏まえた中で、市の保育に対する公的責任と民間

の役割について、今後とも十分協議をする中で、市の保育のあり方をより明確にしていきたいと、このように考えております。

それと、幼保一元化の推進委員会の開催状況でありますけれども、これは平成 14年に設置されておりますけれども、現在は学校再編整備審議会ということで、審議を継続しておりますものですから、こらちのほうについては休止状況にあるということであります。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 答弁漏れありますけれども、再質問します。

まず、森林整備計画ですけれども、これは非常に下田にとっては大事なもので、この森林整備計画を公告はしてあるんですけれども、自分も余り知らなくて勉強不足だったんですけれども、この18年から森の力があるからという理由で、この前の19年は予算がなくなったんですけれども、こういうことを、下田は金がないというんですから、金はなかったら、いかに整備するかをやっていくべきだと思うんですよ。ゾーニング変えるだけで、割合が針葉樹より少ないと言いますけれども、ですけれども、間伐しなかったら今、針葉樹のほうはまだほかの間伐制度があって、さらに財も出せますよ。

ですけれども、広葉樹は今お金はないし、みんな切るには怖いし、そういう状態で山が荒れ放題なんですよ。そういうところをやるには一番いいんだと思います、こういうことが。それにおいて、そういう事業があるからといって、例えば隣町の南伊豆町は、その18年に事業が、そういうのがあるというのは、17年にやっぱり部分的にゾーニングを変えてそういう事業をやっているんですよ。下田市は、ただ一律に落合浄水場から上が水土保持林、その下が共生林でなくて、やっぱり山へ行っても3割ですか、針葉樹があるところは。そういうところをだから、ゾーニングを、例えば道路からどのくらいのところまでが共生林で、それ以降が水土保持林、そういう分け方を細かくやるべきだと思うんです。そうすれば、市に金は何もなくなっても、ある程度はできるんですよ。ただ、市がほかのもので金をつけていけばいいんですけれども、つけていかない。その辺についてはどうですか、一問一答で。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 全然やらないという話ではなくて、あくまでも下田市の森林整備をどうふうにしていくかという基本的な概念は書いてあります。今、南伊豆、部分的にゾーニングを変えたという話が前から伺っていますけれども、状況がわかりません。下田市は浄水場の上流域については、水質の保全からいろいろな目的で水土保持林という位置づけ

しております。

南のそのゾーニングを変えたというところについては、状況がわかりませんので何とも申し上げられないんですけども、将来的に、この計画というのは10年単位です。5年単位ごとに見直しをするというふうになっております。直近の見直しの中でゾーニングを変えていくという考え方があれば、働きかけを、森の力の中で、事業の中でできるとうたってありますけれども、ただ、森の力の当初の全体計画、静岡県全体の計画の中で、人工林については1万1,600ヘクタール、竹林と広葉樹林については100ヘクタールという計画の面積割がございます。果たして、その中で確実にやってもらえるかどうかという疑問がちょっとあります。どこのポイントだかちょっとよくわかりませんので、お話し合い、後日いただければ県のほうにちょっと相談をかけて、どうかということで、もし採択できるのであれば、そのような方向で検討はしたいと思っております。

ただ、基本的には森の力のゾーニングに対する考え方が、森林整備計画とちょっと若干の差異がありますので、その事業の採択のためにだけ計画を、根本的な計画を変えていいものかどうなのかという検証が必要だと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） ゾーニングを変えてというか、水土保持林と1つ目の共生林とどちでも水質保全是保てるんですよ。ただ、下田市は一括で指定してしまったというか、地域の設置場所も十分に聞いていないと思うんですよ。ですから、今回はたまたまこういう事業があったからできないんですけども、それだったらわざわざ今まで、わざわざというか、今までほかの地域にはない広葉樹の間伐制度等もあったわけですよ、除間伐制度は。それなんかは、これがあるからと科目を存置にしちゃったんですよ。そっちをつけていくんだったら意味はわかるんですけども、それだったら、どうやって荒廃を防止するかということですよ。それも市長にちょっとお聞きしたいんですけども。

それから、今の市長がいつも伊豆の山の自然、桜があって、美しいと言っていますけれども、あの桜がどんどん今枯れているんですよ。枯れているというか、椎とか檜にやられちゃって、そういうのを今やっておかなかったら遅れちゃうんですよ。だから、ぜひ全体的なものを考えて、下田市にしかない広葉樹の間伐制度もあったんで、こういうのを少しでも予算化してやっていくのならいいけれども、景観条例でそういうものが必要だというけれども、予算はゼロじゃいかげなと思うんです。その辺について。

それから、下田公園のことで、多少間伐等をやられて眺望はよくなったと言いますが、自分が言いたいのはあじさい園のところだけじゃなくて、公園全体で、昔やぐらがあったところ、馬場ヶ崎とかお茶ヶ崎とか、そういうところまで、ある程度椎とかなんかは強剪定するとか、間伐して、昔見えたとようにするとか、確かに下田公園は、あじさい公園は海との調和がとれた、それは素晴らしいところです。それを余計強調するために、有料にするんだったらそういうことをやってほしいということです。その辺についてどうですか。

それから、いわゆる今までは木を切るなどが、障子堀とかなんかを復元は、いじるべきじゃないとか、そういうことを言ってきたんですけども、それじゃなくて、全部じゃなくて一部を昔のままに復元して、皆さんに見せるようなところをつくるべきじゃないかと思うんです、1カ所でも。今まではやってはいかんとやったけれども、人工的にあじさいを植えたり、モクセイだかを植えたりして壊しているんですよね。ですから、ある程度昔のものは残して、植えたものはしょうがないけれども、それで、あと桜が枯れていると言いますが、桜のところも、例えば下田特有のシダレザクラを植えてもらうとか、そういうことを考えられないか、ちょっと伺います。

とりあえず、そこまで。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 今回の予算の中で、科目存置しかしていないという中で、やっぱり前向きな姿勢が見られないのではなかろうかということでございます。担当課の考え方、あるいは予算編成の中での議論の中で、そういうような形になっているわけでありましてけれども、これから、先ほど申し上げましたように、景観条例等の中で、いろいろな地域の方々からご意見を聞いて、この地域の考え方、いろいろな考え方が出てきます。そういう中で条例整備もしていくわけでありまして、当然予算の関係も、いろいろな考え方がまた出てくると思います。議員の思いというのは受けとめさせていただきますので、20年度はそういう形でとにかくつけていないということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

公園のほうの関係で、例の障子堀、畝堀のところなんですが、現実には今までの場合は、大変復元をするということで、一度、例えば掘ったりなんかしたりして破壊をしてしまいますと、もう二度とそれが元へ戻らないというような意見等もありまして、なかなか手がつけられなかった部分があるかと思えます。

しかしながら、今おっしゃるような天守閣の部分の、ちょうど下側のところが一番畝堀が出ていて、まだ現在のきれいに仕切りができているところが見えるわけでありまして、あ

の辺が昨日の藤井議員の質問にも答えたように、大変崩壊をしている部分というのがあるんですね。天守閣側から崩れてきてしまっているというものにつきましては、やはり木をある程度切って、間伐をして光を通さないと、どうしても下草が生えません。そういう中で傷んでしまっているという状況もありますので、現実には、この美しい原風景というのは大原則でありまして、余り手をつけたくないという思いがあります。

しかしながら、一部だけは何とか見せるとか、もうちょっと前々に近いようなところまでというのは今考えているところでありますので、今ここでそれを戻すとは言えませんが、一部についてはやっぱりそういうことも考えていく必要があるのかなということと。できれば、耐久性のある、その原風景を壊さないような解説版みたいなものもちゃんとつけて、これがそれだけの歴史価値があるというものをもう少し、今現在は看板1つ立っておりますけれども、何か、やっぱり自然の中に違和感のある看板じゃ やっぱりまずいものですから、何かそういうものも考えてやっていくことが必要だと思います。

それから、あじさい園の中に、やっぱり空堀があるわけですね。その中にもあじさいが既に植えられてしまっているということ、果たして今現在そのあじさいを抜いて、それを復元するかというと、ちょっとこれはなかなか、昨日言ったように、両方大事にしたいという思いがありますので、よく空堀として見ていただくところはそういう考え方が大事だと、あじさいのほうはあじさいで大事だというような形のことを基本的に考えながらやっていきたい、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 城のほうはぜひ整備をしていただきたいと思います。

次に、ストックヤードですけれども、先ほども前向きに、早いうちに検討するということですが、早いうちはいつかということです。というのは、昨年伊藤議員等のことがあって、有価物になりましたよね、紙が。それがよりよくなりますので、今回無理でしたら補正でもやって、来年度中にやってほしいと思うんですけれども、その辺についてはどうですか。

それから、幼保一元化推進、重要な課題というか、一元推進委員会が去年改定されてやっていないというんですけれども、少子化がこれだけ進行して、検討、調査研究しないというのはいかなものかなと思うんですけれども。

それで、学校の統廃合等はしたんですけれども、学校は下田市にとっては、あれは産業というか、人件費は国・県から来るんですよね。幼稚園・保育園は市費で短期でしょう。その

辺の改革なくして、しかも、上の学年でなくて、一番下の学年が一番金かかっている。ところが市費で出しているのは改革できないで、どんなものですか。それを1年間たって何も研究していないでは、どうなんですか。その辺についてはどうでしょうか。

それから、耐震化計画が2年までに策定して2年までと言いますがけれども、策定して、22年までこのまま待つというのが危険な状態で、その中で、このとき地震等の災害があったとき、そういうときの責任はどうなんですか。いわゆる1年半前に危険だと公表していますよね。公表して手当てしなくて、それが原因でなったときにはどうなるのか。その辺を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） スtockヤードの件でございます。何人の議員さんからいろいろと提言とか意見をいただいております。市長も前向きに、なるべく早く実現すべき努力するという答弁をさせていただいております。投資する金額、また維持管理の金額を見ても、やはりStockヤードを設置することによる単価アップのプラス面、また、粗大ごみ等々の有価物の保管、こういうことを考えれば、さらに透明性、これが求められるということからして、議員から補正、また来年にというような言葉がございました。期待に添えるように最大限努力をしてみたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 幼保の一元化推進委員会の開催がなかったのは、いかなものかということでございますけれども、平成18年6月に、学校再編整備審議会を立ち上げておりまして、この審議の対象が幼稚園を含んでおります。あわせて、並行してこの幼稚園と保育園のものをもう一つつくるという、あるいはもう一つ確保していただくというのは、ちょっとなかなかできにくいという面がありますので、昨年の12月に学校再編整備審議会の最終答申が出ましたので、これにつきましては、そう遠くない時期に、また活動のほうを促していきたい、あるいはその中にいろいろ検討事項をお願いしておきたいと、このように考えておるところであります。

また、耐震化、平成22年年まで何もしないのかということでございますけれども、今申し上げましたように、この施設の統廃合も視点に置いていかなければならないという昨今の状況ですので、なお、その財政的なものでも、簡単な手入れでは決してその対応ができるような今状況にありません。それこそ千万単位、億単位のものが必要になってくるのかなという感じがしておりますので、この辺は再編の大きな道筋ができた段階で考えていかなければ、

大変な大きなロスにもつながっていく、あるいは現状の財政状況の中ですが、不可能だということにならざるを得ないものですから、もうしばらく時間をいただいて、2年まで具体的な方針を立てていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） スtockヤードは検討していくというけれども、ぜひ当局が今考えているのは、2,000万もかかるような立派なものらしいですけれども、それじゃなくて、自分が言っているのは、トラスハウスとか、要は温室なんかみたいな、トラスと組んでやるのは軽量で、安くて、今どこでもイベント会場で耐久力もあるし、そういうものをやれば簡単にできるし、すぐ回収できます。ぜひこれはそういう方向でお願いします。

それから、幼保一元化推進委員会を設置したのにやっていなくて、これは学校再編とダブルというふうに言っているんですけども、これは委員を見ますと、ダブルしている人もあるけれども、ぜひ教育委員会として財政当局のことも多少あるかもしれないですけども、保育・教育としてどうしたらいいかというのは、教育委員会独自で検討して、それを市長部局に出すのが教育委員会の役目だと思うんですよ。それを1年間も何もやっていないというのはとんでもないことだと思うんですよ、教育長。今、一番少子化が叫ばれて、行革が叫ばれているけれども、そこは手つかずの状態でしょう、今。何回も、3回も答申出た、それも進まない、そこをさらにやっていくのが教育委員会の仕事じゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

それから、先ほどもあれでした、各自治体においては、直営の保育は、運営補助とかないから民営化等が進んでいるんですけども、その辺については、検討はされていないのかと思うんです。その辺はどうでしょうか。

直営というか、先ほど答弁ありましたけれども、子供1人当たり84万5,000円もかかる、それが民間にしても同じ国費から県費から来るから民間がやれば何分の1ですよ。市の資料は今ここになかったのですけれども、わずかな費用で、保育ができるわけですね。それで、民間だといいい保育ができないかと、そういうことでなくて、同じようにやっていると思うんですよ。

ただ、はっきり言わせてもらえば、ただ、行政が職場確保しているようにとれちゃうんですね。その辺についてはどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 確かに何か審議会とか推進委員会にゆだねて教育委員会何もしないということではありませんで、いつもやっぱり教育委員会の中での検討も十分行われているわけですけれども、ただ、今度、先ほども言いましたように、保育園運営の参入も来ましたし、それから、いわゆる同じ部屋の中での幼保というような形を考えるとという組織になりましたので、委員会内部として、今大分、先ほども言いましたけれども、要するに理屈よりも最終的に幾つ必要なんだと、こことこについてという、やっぱりはっきりした、まず議員のおっしゃられるように、委員会としてのたたき台を押さえなければ、どうもやっぱりまずいのかなと、私自身も思います。早急にそのたたき台をつくった上で、なおかつ、その財政とか国民の中で、やっぱりやっていかなければならないなと、私自身もそういうふうに思っています。

それから、民間と公立のということで、ただ、民間にすべて任せるというようなことではなく、やはり基本的にはやっぱり私たちができることはしてやらなければならない。ただ、同時に、今方向性として、民営というような形、民活を利用するという大きな流れの中でどのようにするかということも、やはり私たち自身がまずある程度結論を出しながら、皆さんの中に諮っていきたいと思います。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 今、教育委員会にいろいろ頑張ってもらうけれども、教育委員会の中で検討していると言いますけれども、去年からずっと、この間の1月までの議事録を見させてもらいましたけれども、そういうようなことは1つも項目はなかったんですけれども、ぜひ項目なくてもやっているかもしれないんですけれども、ぜひ公にそうやって、あれを見る限りではやっていないというようにとれますから、ぜひ項目だけでも上げて、検討したという内容は欲しいと思うんですよ。

それで、以前の浜崎幼稚園のときも審議会の答申を尊重して、そのままですよ。そういうことじゃいかんと思うんですよ。教育委員会としてはどうしたらいいかというのは、出した上で、それから財政とか何かに行けばいいけれども、財政がないからできないで、そうじゃなくて、子供の命もかかっているんですよ、いろいろなことが。その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 委員会がそのまま丸投げして、そちらにして、その決定に沿って提案しているということではありませんので、審議会なり、推進委員会の中には当然教育委員と私も入っていますし、事務局がその掌握しているわけですから、そこに全然かかわって

ないということではないわけです。ただ、やはりそれにしても遅いではないかというような形についてはよくわかる面もありますけれども、実際に統廃合を進めていくというのは、ただ、その理屈だけではないなということは、ぜひわかってもらいたいと思います。

ただ、だからと言って、そのことを難しいからやらないということではなくて、それから、教育委員会の議事録にはないというふうな、いわゆる事務局でまずたたき上げて、十分でき上がった上でご審議願うという形ですので、事務局サイド、また、委員の個人的な検討としては十分それなりに進んでいるというふうに私は思います。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 今、教育長が事務局へたたき台をつくって、教育委員会で検討するんじゃないかと、これ逆だと思ふんですよ。教育委員会が何のためにあるかと言ったら、いろいろなものから自分たちがこうしたらいいというのを判断して、それを裏づけるのが事務局の仕事じゃないですか、逆ですよ、これは。何やっているんですか。

それから、先ほどたたき台を早急につくりたいというけれども、いつまでにつくりですか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 委員会というのは、月に1回やるわけで、その事務局がいろいろな形の検討や何かをした上で、やっぱり話し合いに出していくとか、議事としてならなくても、教育懇談というような形の中でお話するというところで、いきなりその教育委員会の委員の中でどうですかというような形を、どういうことを、どういうふうにするんですかというような形は、やはり事務局が提案していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 教育委員会が下田市の教育はどうあるかを定めるわけですよ。それで、事務的にこういうことはどうだということを事務局に言うんじゃないですか。事務局の言いなりでは、これはおかしいんじゃないですか。

それでは、これではあれになりますから、終わります。

議長（増田 清君） これをもって、1番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位4番。教育について。

以上1件、7番 田坂富代君。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 清正会の田坂 富代です。議長の通告に従い、順次質問をいたします。

今回、私が質問する内容は、教育についてです。

特に、図書館についての質問が主になりますが、ご案内のように、教育委員会に一部子育て支援の窓口が移ったことに加え、子育てにかかわることは教育と密接に関係していることから、教育という観点から、子育てについても伺ってまいります。

当局におかれましては、地域格差の問題の中でも、教育格差が大変深刻であり、将来の下田を担う子供たちのために大変重要なことであるという認識で、また、子供たちの教育環境をよくするんだという思いでご答弁いただきたいと思います。

新学校図書館図書整備5カ年計画が平成19年度から実施されています。これは文部科学省が単年度で200億円、総額1,000億円を学校図書整備に使おうということで予算化されたものです。これはもともと学校図書館の充実を図るために、平成5年に文部科学省が学校図書館図書標準を定めました。それを受けて、5年間で500億円の予算が投入され、平成13年に子供の読書活動の推進に関する法律が制定、その後、平成14年度から18年度までの5年間で、総額650億円の財政措置をし、そして、新学校図書館図書整備5カ年計画へという流れとなっています。

これだけの巨額な予算が投入されているにもかかわらず、学校図書館図書標準が定めた蔵書の数を満たしていない学校がとても多い現状にあります。下田市においても例外ではなく、平成16年度末の学校図書館図書標準の達成割合は、50%未満から25%以上のところにランクづけされています。平成19年度と平成20年度の予算額を比較しますと、若干は増えています。小学校で7万円の増、中学校で22万円の増です。しかし、この予算措置で調べ学習等に必要な図書の整備がされているのか大きな不安があります。調べ学習に不向きな古い本ばかりでは、たとえ蔵書の数が足りていても、全く意味をなさないということになります。

文部科学省が大きな予算づけをしておきながら必要とされている蔵書ができない、その一番大きな理由は、地方交付税措置されていることが挙げられます。一般財源化されれば自治体の自由ですから、残念ながら、このような結果になっているということだと思われま

す。一旦交付された地方交付税をどのような用途に当てるかは全く自由であるし、国も地方自治の本旨を尊重し、条件をつけたり、用途を制限したりしてはならないと地方交付税法にも定められているわけですから、法律上は全く間違っていないと思います。しかしながら、一般財源化されたときに、その自治体のその予算に対する思いがわかります。

さて、学校図書館法が改正され、平成15年から12学級以上の学校には図書教諭を配置されることが義務づけられました。司書の大切さを踏まえた改正であると同時に、規模の小さな

ところは切り捨てということになります。

下田市における小・中学校の学級数を見ますと、14学級以上あるのは下田小学校だけなので、当然のことのように下田小学校だけに司書教諭が配置されています。同じ子供なのに、同じサービスが受けられない状況がここでも発生しています。日本全国ほとんどの学校で、学級担任や教科担任との兼務となっていることから、本来の司書教諭としての役割を果たせなくなっているのではないかと思います。司書という仕事は、子供と本を結びつける、あるいはどうしても必要な情報を手に入れることができるかアドバイスをするなど、とても重要な役割を担っています。近年、学校での教諭の仕事が多くなっていることに加え、司書と兼任するということでは、十分な役割を果たせないということになるのではないかと心配します。

そこで、学校図書館についての質問となりますが、1つ目に、平成16年度末の学校図書館図書標準の達成割合を見ると、50%未満から25%以上にランクづけされていますが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。また、各小学校の個別の達成割合を伺います。

2つ目に、調べ学習に必要な図書の整備はされているか伺います。

3つ目に、他の小・中学校に司書の配置の予定があるか伺います。

4つ目に、学校図書館に関する今後の取り組みを伺います。

5つ目に、新学校図書館図書整備5カ年計画が地方交付税措置されていますが、今年度図書整備費として下田市に入る金額はいかほどになるか伺います。

さて、学校図書館と同様、地域図書館も学力の基礎となる読解力や豊かな心を育むという子供にとって大変重要な役割を担っています。まさしく子育て支援の場であります。子供は本当にあっという間に大きくなります。成長はとても早いです。ですから、子供の成長に合わせた多種多様の蔵書が必要となります。また、生涯学習の場でもあり、大人にとっても大切な施設です。地域図書館というのは、その地域の歴史文化がきちんと整理され、市民がいつでも知ることができるような施設にしなければなりません。

今、矢祭町の図書館が大変話題になっています。マスコミでも取り上げられ、全国からたくさんのお本が送られ、大絶賛です。また、住民の皆さんからも大変喜ばれているとのことですが、合併をしない町の苦肉の策なのか、すばらしい工夫なのかは今後注目していく必要があるとは思いますが、理屈を言わせてもらえば、あれは図書館ではありません。図書館的な施設です。図書費ゼロでは参考図書の蔵書はできないでしょうし、図書館のない市町村にも図書館の経費は交付税措置されているので、図書費ゼロというのはどういうことなのかと首

をかしげるわけです。

ただ、1つうらやましいことは、図書館建設に過疎債は対象にならないのですが、地域解放型交流施設をつくるということで過疎債の対象になり、1億 2,000万の整備費を捻出できたことです。新しい図書館のような施設ができたことが大変うらやましいなと思っています。

さて、下田市の図書館は、昭和 5年に建設され、築 3年で建物が大変に悪い状況であるということは皆様ご承知のとおりです。雨漏り対策はやっと終わったようですが、何しろ器が小さ過ぎます。書庫におさまり切らない、あの状態の中で職員の方々は相当頑張っておられると思います。

そこで、質問の1つ目は、下田市立図書館の現状をどのように考えているか伺います。

2つ目は、下田市が保管している重要な文献等の防災対策はなされているか、津波などから守ることができるかを伺います。

3つ目は、現状を踏まえた上での今後の取り組みについて伺います。

次に、子供の読書活動推進基本計画について伺います。

先ほど平成 13年に子供の読書活動の推進に関する法律ができたことに触れましたが、簡単に言えば、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において読書活動が行えるようにしなさいよという法律です。その第9条2項に、市町村は子供読書推進基本計画を策定しなさいとしています。下田市においても、子供読書推進基本計画の策定中であるということですが、その進捗状況をお尋ねいたします。

子供の読書活動の法律、推進に関する法律もそうですが、平成 17年に制定された文字、活字、文化振興法も、国を初め各自治体、下田市が本気で取り組んでほしいとつくづく思います。

次に、ブックスタートについて伺います。

ブックスタートをご存じない方もいらっしゃると思いますので、まず、簡単にブックスタートが何かをお話しいたします。

ブックスタートは、1992年にイギリスで始まりました。絵本を開くことでだれもが楽しく、赤ちゃんやゆっくり心触れ合うひとときを持てるようにと、ゼロ歳児健診のときなどに地域に生まれたすべての赤ちゃんや保護者を対象に、絵本を開く楽しい体験と一緒に温かなメッセージを伝え、絵本を手渡すという事業です。日本では、2001年4月に12市町村が実施を初め全国に広がっています。2008年1月31日現在、全国の市町村数1,818自治体のうち634自治体の実施しています。静岡県においては2自治体の実施しており、熱海市、伊東市、三島市、

近くではお隣の河津町が実施しています。さきにも触れましたが、ゼロ歳児健診などで行うので、地域みんなで赤ちゃんとあなたの子育てを応援しますよという温かなメッセージが送れると同時に、本や読書に興味がない人や、どのように読書に取り組んでよいのかわからないという人に対して、本に触れるきっかけづくりになります。

ブックスタートは、子育て支援、教育、男女共同参画の推進にも寄与する事業です。いろいろ調べてみますと、ブックスタートを担当する課は、福祉課や子育て支援課などが中心になる自治体が多いです。その中で、とても珍しいというか、斬新な試みをしているのが、米百俵の新潟県長岡市です。長岡市では、男女共同参画の担当課である企画課が中心となり実施しています。

そこで、男女共同参画の担当課である企画財政課長にお答えいただきたいのですが、ブックスタートを男女が父母となり、ともに参加する子育ての初めの一步を支援する事業として企画財政課が主体となり、庁内各課と読み聞かせボランティアなど市民の皆さんと連携して実施していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

下田市男女共同参画推進プランに次のように書かれています。男女がともに生きる社会環境をつくろう、家庭から始める男女共同参画の啓発、男女共同参画の意識を高めるためには、法律や制度を変えるだけでは解決しない。長年しみついた一人一人の意識から変革させる息の長い取り組みが必要だ。担当課としては、これをどのように実施していくのか、なかなか一步を踏み出せない状況にあるのではないのでしょうか。男女共同参画の啓発にチラシや冊子を配布するなどという、そういう事業は全くと言っていいほど意味がありません。具体的に何を行うかが大切なんです。施政方針の中でも、男女共同参画の第2次基本計画の策定を行うと言っていますし、企画財政課におかれましては、米百俵の精神で、その中の中心施策として盛り込んでいただきたいと思います。

平成2年に、第24回国民文化祭が静岡県で開催されます。教育委員会が窓口になっているようですが、県の基本構想の内容を読みますと、非常に観光イベント色の強いように感じられます。例えば、イメージ図を見ると、伊豆半島は温泉の魅力発信となっています。教育委員会だけでなく、観光交流課、商工会議所、あるいは観光協会等、各団体といろいろと協議していくことになるかとは思いますが、現段階での取り組み状況をお伺いいたします。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、10分間休憩いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時22分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、7番 田坂富代君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 教育に関する質問ということですので、最初に私が答えさせていただきます。

学校図書館に関する質問ですけれども、1点目の下田市の学校図書館の整備の状況について、平成18年度末においては、図書標準に対して77.1%の整備状況であり、これは年々増加傾向にあるものの、依然として標準を下回っている現状にあります。各小学校個々における状況についてですけれども、全体としては69.7%でございます。1校、1校については、この公表は差し控えてもらう、別に秘密ではありませんけれども。というのは、40%から100%という若干、はっきり言えばばらつきがあります。これは同じ6学級の学校でも児童数の差がありましたし、古くなった本を廃棄することを極力控えたり、比較的どんどん廃棄していくという、そういうことによって差が出てくるということで、決して読書活動に対する各学校の意識の差ではないというふうにご理解いただければありがたいというふうに思います。

2点目の調べ学習用の図書の充実についてですが、調べ学習用の図書資料としての明確な、これが調べ学習だというようなことは区別されていないのが現状ですけれども、客観的な判断大変難しいですが、下田市の図書整備状況から推測すれば、決して十分とはいかないというふうに思います。

しかし、子供たちの総合学習などにおける調べ学習の範囲は非常に今多種多様で、図書資料だけでなく、子供たちの満足できる資料をそろえることは膨大な予算措置が必要です。そこで、各学校では工夫をしまして、調べ学習に対してインターネットの検索や、それから地域の人材などの聞き取りなどの対応をして工夫しているところです。

3点目の司書の配置予定についてですけれども、現在の下田市の財政状況から、残念ながら各学校に必ず、特別の司書教諭を配置するということは困難で、現時点では、今後においても多分難しいのではないかなというふうに思います。司書教諭については、12学級以上の学校への配置が義務づけられていますが、それ以下の学校への司書教諭の任命は行いません。ただし、司書教諭の免許を持っている先生は、下田市だけで15人います。そのような教諭に図書主任等として活躍していただくことで司書教諭の配置と同様な成果を上げているというふうに思っています。

次に、4点目の学校図書館に関する今後の取り組みについてですが、これまでの回答と重複する部分があるかもしれませんが、下田市子供読書活動推進の中での4つの具体策を示させていただきます。

1つ目は、図書標準へ少しでも近づけるような各学校における図書予算を確保していくこと。また、蔵書の充実に関して、1冊の本の有効活用を図るため、市立図書館で購入した児童・生徒用の図書の団体貸し出しなど、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

2つ目は、学校図書館の情報化です。学校図書館へパソコンを設置し、インターネットによって市内他校の学校図書や市立図書館の図書の検索、貸し借りを可能にするシステムを構築することによって、子供の興味、関心にこたえることができるよう、図書の確保に努めていきたいというふうに思います。

3つ目は、司書教諭免許所有者の図書主任への配置と協力体制を確立するということで、先ほどの回答と同じになると思います。

それから、最後にボランティアです。図書ボランティアと外部人材による学校図書館活動の支援を一層図っていきたいと考えています。現在、学校図書館で保護者等によるボランティア活動が行われている市内の小・中学校は、若干20%ぐらいにとどまっています。多忙化する学校現場において、学校独自で学校図書館の環境整備や図書データベース作成、休み時間の読書相談などの活動を行っていくことには、ある程度限界があります。子供が利用したい学校図書館の環境づくりを進めるために、多様な経験を有する地域住民や保護者の人的協力を得ることができるような学校体制の構築に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） それでは、地域図書館についてでございますが、下田市立

図書館の現状についてというようなことで、議員も言われましたけれども下田市立図書館は、昭和5年2月に建築され3年間というふうに経過しております。18年度に図書の貸し出し状況は、貸し出し人数で1万1,553人、貸し出し冊数が4万8,050冊でございます。市民に教養と娯楽の場を提供しておりますけれども、施設はやはり言われましたように、老朽化、手狭、駐車場の不足などといった課題をたくさん持っているという施設になっております。

それで、保管している文献についての防災対策はということなんですけれども、ちょうど資料は2階の書庫に保管してありますけれども、建物の耐震補強が未実施、やっていないということで、津波対策を含めて防災対策は十分ではありません。

それと、今後の取り組みについてというようなことで、どうなんだということですが、現状から見ると、現在の位置ではなく、ほかの場所に移転するのが適切と考えられます。この場合、複合施設、新しい庁舎ができたらか、道の駅に行ったらとか文化会館だとかというのに併設した場合、駐車場の確保が容易でありますので、それですと容易に利用度も高まるのかなというふうに考えております。

それと、次に、子供読書活動推進基本計画についてということで、進捗状況はというようなことですが、子供読書推進活動計画については、本年度委員会を設置して、その策定に着手し、2月28日の教育委員会で承認を得ました。本計画の策定に当たっては、まず、下田市の子供の読書活動の実態を詳細に把握することが一番必要ではないかということから始めました。その結果、全国的には子供の読書離れが進む中で、下田の子供は読書が好きで、もっと読書の時間が欲しいと願っていることがわかりました。

そこで、本計画において、身近に本がある読書環境をつくるのが、まず重要であるという視点に立って、家庭、学校、図書館における施策を提示しております。

まず、その本計画の公表は義務づけられておりますので、来年度には下田市のホームページやリーフレットを通じて市民に周知徹底していくかなというふうに思っております。そういうことをやっていきたいという予定であります。

それと、私のほうであれですけれども、国民文化祭なんですけれども、現在における取り組み状況においてということで、この国民文化祭は生涯学習課が担当になっておりまして、議員も申されましたけれども、平成2年10月24日から11月8日までの16日間、これは静岡県が開催県ということになっております。県のほうでは、国民文化準備室が設置されて、開催に向けての準備を進めております。伊豆半島は本当、温泉の魅力というイメージになっていきますが、特に、下田は開国のまちをイメージした歴史文化のアートをテーマとして事業を展

開していこうという、今予定であります。現在、そのテーマに沿った企画立案を進めております。

これについては、議員も言われましたが、誘客をしようというようなこと、地域の活性化を目的とした観光イベントの色合いが強いということは実際に、文化団体だけでなく、やはり観光団体の協力が不可欠になっているということは確かでございます。今後は、今観光協会、旅館組合、商工会議所など、本当に皆さんと一緒に協議しながら効果的であればいいイベントになるようなことを考えて実際やっていこうと、市長もそういうふうなお考えでありますので、皆さんに協力をお願いする次第でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、また、1点目に戻っていただきまして、学校図書館の中の、いわゆるその地方交付税措置の関係でございます。

ご案内のとおり、平成17年に、文字・活字文化振興法というものが成立いたしまして現在施行されております。この法律を受けまして、文科省では、いわゆる新学校図書館図書整備5カ年計画というところで、平成19年から23年の5カ年計画を定めております。これを受けまして、総務省の段階では、19年度から毎年200億円、5年間で1,000億円の図書館図書の整備を交付税措置するということで対応しているところでございます。

こういう状況の中で、本市における交付税措置の問題についてのご質問でございます。

ご案内のとおり、普通交付税におきましては、算定基礎といたしまして、いわゆる基準財政需要額というものがございまして、その中に、いわゆるその一定の規模に応じた図書整備費の交付税措置というものが起算されているわけですが、本市における交付税措置額に対する交付税実質交付額の率は44%ということでございまして、そういった意味では平成19年度に限って申し上げますと、今お尋ねになっております小・中学校全体で交付税交付額は179万4,000円でございます。これに対しまして、19年度の実質当市の図書予算額の総計は172万8,000円でございます。これに対しては96.3%ということで、若干下回っております。前提は、この図書費については、特に財政部局といたしましては、原課の教育委員会の要求に対して査定は入れておりませんので、要求額どおりということとなっておりますが、たまたま19年度は下回っているという状況であります。

しかしながら、たとえば申し上げますと、14年度からの経緯を申し上げますと、これは小・中学校合わせてでございますが、14年度においては88万1,000円のオーバーといえます

か、上回っております。15年度も8万2,000円、16年度も63万1,000円、17年度も56万5,000円、18年度も47万9,000円ということで経緯は推移をしております。たまたま19年度については6万6,000円の減ということになっておりますが、いずれにしましても、本市といたしましては、最低限少なくとも各原課の要求は一応要求として査定をさせていただいておりますし、また、一方では交付税とのいわゆる基礎交付額に対する対応としてはほぼ100%の達成だというふうに考えております。

いずれにしましても19年度若干下回っておりますので、その分につきましては、平成20年度にはそれなりの配慮といたしますか、原課の要求もありますけれども、配慮はさせていただいているところでございます。

続きまして、ブックスタート、この件でございます。

ブックスタート、今議員のほうからお話がございます、ブックスタートというものがどういうものであるかということは、私も今勉強させていただいたようなところでございますが、その中で、いわゆるその企画財政課として、男女共同参画社会という視点に立つて積極的に対応されたいというご趣旨であろうと思います。

いずれにいたしましても、本市の男女共同参画の基本計画は、先般の議会においても議員のほうからもご質問をいただきましたけれども、平成19年度において新たな第2次の基本計画の策定に入るということで、19年度においては意識調査といたしますか、アンケート調査の予算を盛らせていただいたということで、新たにスタートする20年度を踏まえまして、これから第2次基本計画の策定に入るわけでございます。これは実質的には来年度、20年度がメインとなる事業になるかと思いますが、そういったことの中で、ブックスタートをその重点事業、男女共同参画の重点事業とすべきではないかというお話でございます。

ご案内のとおり、ブックスタートについては、今議員もおっしゃいましたが、他市町の状況は子育て支援、また、乳児健診や、いわゆるその図書館を実質的に担当しておられるそれぞれの部署が大体全国的には多いやに伺っております。

ただ、議員のほうからは、1つの例といたしまして、新潟県の長岡市で企画財政というところが男女共同参画を主体といたしまして、このブックスタートの事業について重点的に取り組んでおられるということでございます。そういった面も含めまして、長岡市の状況も参考にさせていただきながら、また、一方では実質的にこのブックスタートを事業として推進する部局というものが、やはりそれに実際に携わるところというのがまたいいんではないかということも一方ではあるかと思うんですね。例えばの話が子育て支援の、いわゆるそ

の事業の中で対応するのか。また、乳幼児健診のときに、同時にやるのかというものが、いろいろやり方はあろうかと思うんです。

したがって、それぞれの関係と思われる各課と調整をしながら、また、男女共同参画の優先事業の中にどのように取り組んでいったらいいのか、その辺も、我々も1つの議員のおっしゃるように、いわゆるブックスタート、強いて言えば子育て支援という全体の枠組みの中で、それは男女共同の参画事業の一環だという1つの基本理念は、当然共有してございますので、その辺も踏まえて、今後どのように対応していくかを検討させていただきたいと、そのように思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 簡潔に答えていただきまして大変ありがとうございます。

学校図書館の問題についてなんですけれども、これは本当に、実際学校図書館のほうに行ってみますと、教育長もよくご存じだと思います。私も何度か足を運ばせていただいて、その中で思うのは非常に古い本が多いんです。これではちょっと調べ学習、あるいは子供が楽しんで読むにはあんまりだなというところもございます。それはもう紛れもない事実だということをご承知だと思うんですよ。そこを少しでもよくしていくために予算が欲しいということだと思うんですね。

その中で、企画財政課長にお答えいただいた、最低限の措置はしていると、要求額にこたえていると。これほぼ100%使っているというのは、結構すごいことだとは思っています。全国的に結構これイカサマするところが多いんですよ。その中で100%出してもらっているというのは、私はよいことだと思うんですが、それは、じゃそれで満足なのかというと、決して満足な状況ではないわけです。ですから、ここのところ、ぜひ今後、この厳しい財政の中で大変かとは思いますが、その辺も踏まえて、少し考えていっていただきたいなと思っています。

学校図書館で難しい部分を、やり切れない部分を市立図書館でというご答弁ございました。その中で、じゃ市立図書館どうなのかなといった問題が今度出てきますよね。市立図書館の図書購入費を挙げると大変悲しい状況です。下田市、賀茂郡の中でも大変少ないです。180万円ですね、予算額が。平成19年、平成20年、そうなっていますね。市の中では人口の問題がありますのであれなんですけれども、東伊豆で19年度で400万、20年度で360万、河津町で19年度が230万、20年度は220万、南伊豆町で320万の320万、松崎町で200万の180万、西伊豆

町で 150万、150万、下田市はどうかと言うと、180万、180万という形になっています。やっぱりこれは、それでは幾ら学校図書部分をインターネット化して、情報化して市立図書館のほうから借りましょうよということになっても、これでは大変難しいと思うんですよ。

その中で、それでは学校図書館がだめだから、そういうふうにするんだというのでも、こちらの市立図書館のほうがこういう状況ではどうにもならなくて、現状も大変悪いと。その施設そのものが器物として大変問題があるというのは皆さん本当に同じ認識を持っていられると思うんですね。

今、生涯学習課長のほうから、他の場所への移転とか、そういうことも考えられるのではないかというご答弁いただきましたけれども、やっぱりその辺も考えて今後やっていく必要があると思うんですよ。

だから、両方とも非常にリンクしている問題なので、学校教育課と、それから生涯学習課と一緒にこれ進んでいただかないと、幾ら学校教育課がインターネットでつなげてやるんだと言ったって、片方が何も整備がいない状況だと本末転倒ですから、何も意味がないですから、そこの辺を踏まえて、両方がきちんとならないと、教育長が今ご答弁いただいたこと何もならないという、何もしないのと同じなんですよね。そこのところをどう考えているのかということをご答弁いただきたいです。

蔵書の限界なんでしょうね、今の図書館が。私なんか前々から時々言わせていただいていたんですけども、建設が無理だったら、ベイ・ステージに引っ越しはいかがですかと時々言わせていただいていたんですけども、子育て支援の部分からちょっと申し上げると、あそこ大変いい場所だとは思っています、個人的に。なぜかと言うと、まどか浜海遊園がございまして。土日になれば、あそこでお母さん方、子供たちとよく遊んでいますね、お散歩もされているし、そういった中で、一連のベイエリアでそういうご家族で読書に親しむとか、そういうこともできるであろうと。

今の下田図書館の一番の大きな問題は、駐車場がないということもございまして。その中で、駐車場の確保という中では、一番駐車場が確保しやすい。下田市の図書館ですから、下田小学校の図書館ではありませんので、多くの方々、稲梓も、稲生沢も、白浜も、須崎も、皆さんが集まってきていただきやすい場所ということを考えて上で、その辺の計画もきちんとつくっていく必要があると思います。お金がないからというのは、本当にそのとおりで、財政厳しい中で、その中で何とか工夫をという姿勢が見られていないと思うんですよ。工夫です、何とかしようという工夫です。

先ほど矢祭町の問題ちょっと挙げさせていただいたんですけれども、あれは決していい方法ではありませんけれども、何とかしようという形で図書館ばい施設をつくったわけですよ。何とかしようという努力ですよ。それをやっぱり私は当局に求めたいと思います。

この厳しい財政運営の中で、子育て支援センター、放課後児童クラブの増設など、この予算づけにされています。今後の予算審議を待たなくてはならないですけれども、この子育て支援をしっかりとやっていくという、そういう当局の姿勢が見られてああいう予算がついたんだと思うんですよ。その中で、今全国的にこの人口減少社会になって、教育だとか、子育て支援をしっかりとやっている自治体すべてじゃないですけれども、子育て中の世帯の人口が増えるんですよ。そういう傾向にあります。

ですから、この子育てであるとか、教育であるとか、それをしっかりとやるという姿勢を、その工夫の中で見出して何とか形にしていくということをやっていたかかないと、ますますこれ拍車かかります。だって、ここで子育てしたってしょうがないよと、そういうふうに思われてしまったら最悪ですよ。やっぱりこれだけ豊かな自然がある中で、これだけいいものを持っているんですから、あとは知的立市です。観光立市のほかに知的立市というのも加えていただきたいんですけれども、その中核となるのがやっぱり学校図書館、地域図書館で、読書への取り組みであるという、そういう認識を持って今後やっていってもらいたいと思うんですよ。

再質問の質問としては、先ほどのまず1点ですよ。

それから、言いたいことを言わせてもらってあれなんですけれども、司書の問題も、これすごく大きくて、学校の学校司書のほうはすごく頑張ってもらえると思うんですよ。地域図書館の司書です。これ資格持っている方何人いるのか教えていただきたいんですね。

その司書の資格を持っている方が常時いられる状況かどうかも教えていただきたい。そのところがきちんとしていないと、図書館としての機能ができてこないということになりますね。図書館の機能ではなくて、図書館的な施設であってはならないんですよ、図書館ですから。ぜひその辺も考えていただかなければならないところなので、その司書資格を持っている方が、その図書館に何人の人員配置があって、その中に何人司書の方がいて、司書がいっつもいられる状況かどうかということをお答えください。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 私、学校の現場に三十数年おりまして、そのときに、むしろ何で予算くれないんだよというような形の急先鋒だったわけなんですけれども、現実には、いわゆる予算

関係の教育委員会に入りまして、これほど金がないのかというふうに、だから納得したわけではありませんけれども、どういうふうに予算を取っていくのかという仕事の中で、比較的、それなりに頑張っているつもりですけれども、なかなか全体の予算の中で聖域はないという、教育だってその聖域ではないという中での教育予算というのは大変私自身も責任を感じています。

読書活動推進計画というのを、実はこれも大変、本来ならすぐつくらなければならなかったんですけども、なかなか遅ればせながらつくって、私自身も若干参加させてもらったんですけども、やっぱりその中では、議員がおっしゃられる学校と市立図書館が、それからまた、地域ですね、もっと連携して子供の読書のために頑張らなければいけないという、学校ができること、学校ができないこと、市立図書館でなければできないことということを経験の方、十何名の方、本当に真剣に議論しまして、それを学校へ持ち帰って、私たちのできる学校図書館というか、学校での読書推進活動、また、市立図書館に要望することということで、大分煮詰まった大変いい議論ができて、この計画書、自画自賛ではありませんけれども、他市に比べて決して負けないすばらしいやっぱり計画、ただ、計画は計画ですので、これをどう実施するのかというのを先生方も大分討論の中で十分、私は大変やる気を感じました。

また、図書館協議会というのがいろいろな読み聞かせとか、あらゆる民間の人たちから学校の先生方を交えた協議会があるんですけども、その中にも私出させてもらいまして、やはりはっきり言えば、教育委員会しっかりしろよと、非常におしかり等を受けたわけで、雨漏りはするわ、あの図書館は下田小学校の図書館でしょうとだれかが言ったそうですけれども、市立図書館でなくて。そういうふうな市立図書館をもう少し、それから、今言ったように、蔵書というような形とともに、もっとあそこが発信する図書館であってほしいということをおしかりを込めて言いました。私自身も大変責任を感じています。ぜひそれなりのできる範囲での頑張りをしていきたいなというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 今、司書は市立図書館に何名いるのかということですが、職員として2名います。しかし、今、その職員は、1人は生涯学習課の職員であります。ただ、図書館のところに配置はされていないんですけども、生涯学習課に1人います。もう1名は、事務を本庁でとっております。あそこに臨時職員が1名、その人が2名いますけれども、1名の方が司書の免許を持っております。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 生涯学習課長にお聞きするんですけども、職員が2名持っている、臨時が1名持っている。持っている、持っていないというよりも、常に図書館に司書がいる状況かどうかということを知ったんですが、それをお答えいただけますか。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 臨時職員が毎日来てまして、その人は司書の免許を持っています。臨時職員勤めていますから。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 多分、この臨時職員さんが大変ご苦労されてやっぴらっしゃるんだと思います。すごく少ないと思うんです。司書自体が少ないかなという気はしています。その1人の方がいつも、じゃ例えば、その方がお休みしたときはどうするのということになりますから、そうしたときは職員さんが来てきちんと対応できるという状況ならいいんです。でも、多分わかりだと思うんですけども、多分ぎっちぎっちだと思うんですよ。ぜひこのあたりももう少し子供たちのことという中でやっていっていただきたいなと思っています。

最後に、市長にちょっとお答えいただきたいんです。今日いろいろ議論させていただいたんですけども、やっぱりこの子育て支援という部分と教育という部分、読書が非常につながるいい材料だと私は思っているんですね。ですから、今後の下田市を考えていくときに、もちろん観光であるとか福祉であるとか、大変重要なことたくさん山積しています。でも、その中でも、やはり将来に、以前市長が議会の中で答弁されたときに、子供たちにこの借金を残してはいけないという思いで頑張るんだということを答弁されました。それは大変ありがたいなと私も共感していますけれども、その厳しい財政の中で、何とか工夫をして、それはもう担当課だけではなくて、皆さんの市の職員の方々に、すべての方に知恵を結集していただいて、ぜひ市長の指導を率先してこの教育問題に取り組んでいくんだという姿勢を見せていただきたいなと思っているんですよ。そのこと、そういう思いもあるものですから、今後、この下田の図書館問題、どのように取り組んでいくのかなということを市長の言葉として聞きたいと思うので……

議長（増田 清君） 3分前です。

7番（田坂富代君） ぜひ一言お答えいただきたいなと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 子育て支援というものは、前に議員のご質問に対して、やっぱり僕の思いの中にも、この支援はしていきたいという中で、なかなか形としてはできてこない部分があるんですが、今回の予算の中でも少しそういう思いは最初から言って予算編成に入りました。

それから、市民の方々に大変ご協力をいただいて、子育て支援活動というものをさせていただいているわけでありますので、やはりそういう方々への思いというのを早くいろいろな形で実現をしていきたい。今言った図書館の問題も、その1つであろうかと思っておりますので、また、教育委員会ともいろいろ相談しながら、一番この地域でちょっと情けない図書館という状況でありますので、思いを共有したいと思っております。

議長（増田 清君） これをもって、7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番。1、合併と共立湊病院の問題について。2、下田市の経済政策について。3、社会保障制度について。

以上3件について、5番 鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 政新会の鈴木 敬です。

通告どおりに一般質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、合併と共立湊病院の問題からお聞きします。

伊豆南部地域の合併については、これまでも賀茂郡一円を対象とした広域合併が模索されたことがありましたが、現実化することもなく、わずかに西伊豆町と賀茂村が合併し、新たな西伊豆町を創設したにとどまってきました。下田市も合併特例法による合併の新たな枠組みづくりを求めて努力してきましたが、下田、河津、南伊豆の1市2町も下田、南伊豆の1市1町も残念ながら失敗に終わってきました。合併特例法にかわる合併新法の期限切れとなる平成22年3月に向けて、多分最後のチャンスとなるだろう今回の下田、河津、南伊豆、松崎の1市3町の合併問題も、2月2日、それぞれの市町の議会において、法定合併協議会設置の議決が得られることを想定していたのですが、松崎町議会の否決によって夢物語に終わってしまうような気配です。

このような政治状況の中、より大きな困難が出現してきました共立湊病院の問題です。

去る2月8日、伊豆新聞一面に、地域医療振興協会、共立湊病院から撤退という見出しが大きく踊りました。入院患者の減少による赤字経営化や医療スタッフの確保が難しいことなどを理由に挙げ、指定管理を平成20年度は引き受けるが、それ以降は撤退するというもので

した。まさに緊急事態発生です。もし、地域医療振興協会が撤退するようなことがあれば、共立湊病院はなくなってしまいます。おいそれと振興協会にかわる医療法人が見つかると思えません。

共立湊病院がなくなれば、下田市周辺から二次救急を担当してくれる病院がなくなってしまいます。家族や知人に万一のとき、救急車を呼び、一刻も早く病院での手当てを受けさせたいと思っても、娑婆羅峠を越えて1時間かけて西伊豆病院まで運ぶか、ドクターヘリを要請するしかありません。賀茂郡下で第二次救急指定病院は、西伊豆病院だけとなってしまいます。ドクターヘリだって夜間や悪天候では飛ばません。これでは助かる命も助かりません。何としてでも二次救急病院としての共立病院を存続させなければなりません。

幸いにして、2月21日の全員協議会における市長の説明によれば、1市5町の首長が病院存続に強い危機感を共有し、一致団結して地域医療振興協会と交渉し、何とか今後3年間の指定管理を引き受けていただいたとの報告を受け、一安心しているところです。しかし、協会側からは、これからの共立病院のあり方について、存続の条件として、強い要望が出されたと聞きました。

その条件とは、現在の老朽化した病院施設を建てかえてつくる新しい病院は、賀茂地域全体の医療体制をどのような形で担っていくのか、その基本的な方針を明確に提示すること。そして、何より二次救急病院としての機能を考えた最適な場所に新病院を移転すること。それは決して湊の現在地であってはならないこと。そして、基本方針は、1年以内に決定・提示することとあります。

これまで、私たちは合併と病院問題の関連性について、特に、病院移転問題は南伊豆町が非常にナーバスになっているため、あえて合併と病院をリンクさせずに切り離して進めること。まず、合併の道筋をつくり上げ、その後にじっくりと病院移転問題に結論出せばよいだろうと考えてきました。しかし、事態は全く変わってしまいました。地域医療振興協会に1年以内に基本方針を提示しなければなりません。合併問題と病院問題の優先順位が変わってしまいました。まず、何よりも先に共立病院の存続に全力を尽くさなければなりません。

そこで、市長にお聞きします。

第1点、もし、地域医療振興協会が撤退し、病院の機能が停止してしまうようなことになった場合、下田市及び伊豆南部の救急医療体制はどうなりますか。

第2点、共立湊病院は、賀茂郡1市5町で一部事務組合を構成して管理しております。その中には、今回の合併問題には最初から参加していない東伊豆町、西伊豆町が含まれていま

す。今回の1市3町の合併構想を拒否した松崎町も含まれています。共立病院を存続させていくためには、これからも、これら3町に人的にも、資金的にも協力していただかなければなりません。つくし学園と違って、新病院建設を考えると、民設民営というわけにはいかないだろうと思います。莫大な建設費が必要です。市町がそれぞれ金銭的な負担を担っていかねばどうにもなりません。1市3町の規模であっても、合併さえしていれば、そこが核となってまとまっていく可能性は高かったと思いますが、合併に失敗し、1市5町がばらばらになってしまえば、一部事務組合の存続そのものも問題になってくる可能性もあります。伊豆南部の1市5町にとって、どうしてもなくてはならない大事な病院であるという価値観を共有していくことが必要です。そのためにはこれまで以上に1市5町間の意思疎通を図ることが求められると思います。市長は、この点どのようにお考えですか。

第3点、もし、新病院建設に1市5町がまとまっていくことができたならば、病院問題を核として、1市5町の合併に向けた新しい枠組みづくりの可能性が見えてくるのではないかと期待したくなりますが、この点、市長はどのようにお考えですか。

次に、経済政策についてお聞きします。

市長は、就任以来、一貫して下田市財政の立て直しという大きな政治課題に真剣に取り組んでこられました。とにかく借金を減らすんだということで、キャップ方式を取り入れ、平成17年度は一律30%カット、18年度は20%カットの予算を組むなどして経費の節減、合理化を図ってきました。職員定数の削減や給与の引き下げ、各種補助金の見直しなど推進してきました。また、各種使用料金の値上げや民間委託の拡大にも取り組んできました。

その結果、約250億円の負債総額が平成22年度には200億円を切る、先ほど来の市長の答弁では191億円ぐらいになるだろうというところまで来ました。これは大きな成果であります。今回の1市3町の合併に見られる他町の首長の発言の中にも、下田市の財政再建に向けた取り組みは高く評価されているのがわかります。しかし反面、借金返済第一主義の財政再建策は、さまざまなひずみやデメリットも生んできました。

私は、財政再建は、1つには歳出の削減、2つ目には増税、そして、3つ目に経済の活性化、景気の浮揚による市税の増収、この3つが総合されて初めてなされるものと思います。市長の財政再建策は、これまで歳出削減と増税の二本立てで進められてきました。残念ながら、経済活性化のための施策はほとんどなされていない。その結果、市内経済は極端に落ち込んでいます。

これまで市民は、下田市にはお金がないんだからしょうがないということで、市民税や国

民健康保険税のアップにも耐え、公共事業や補助的事業の縮小にも耐えてきました。しかし、それももう限界に来ているのではないかと。市内の至るところで市民の悲鳴が聞こえてきます。どうしようもないというあきらめの声が聞こえてきます。下田から逃げようか、逃げられない。じゃ子供たちは逃がそうか、後継者問題はますます絶望的になっていきます。今こそ市は経済活性化のための施策を講じなければならない。市民が下田の明日にかすかにでも希望の持てるような施策を講じなければならない。経済政策と言うと、市長は何かしら大きな土木工事とか、箱物とか、第三セクター等の大がかりな投資的事業を思い描くようですが、今下田市に必要とされる経済政策とは、その ようなものではありません。

例えば、農業について、中国の毒入りギョーザ事件以来、食の安全性についての国民の関心がますます強くなってきております。少しぐらいは高くても、おいしくて何より安心な、安全な野菜、農産物が求められております。ここに下田のように広い田畑もない、専業にもなれない小規模農業が多品種少量生産によって農業を続けていける道があるのではないのか。その道を強固につくっていくために、学校給食など公的機関の支援が必要であるならば、そのための環境づくりに行政が積極的にかかわっていく。例えば、漁業について、今、伊豆半島東部の熱海から西部の土肥まで、12の漁業協同組合の合併が進行しています。伊豆漁協です。この新しい漁協の本所がどこになるのか大変大きな問題です。伊豆半島全体の漁業の中心地となるだけでなく、現金決済機能や金融機能などは電算機システムの導入により、一括して本所で取り扱うこととなります。

幸いにして、ほぼ確実に下田漁協が本所となることが決まったそうです。本所となれば、これまで以上に魚市場機能の向上が求められます。魚市場をより近代化し、より合理化する必要が生じます。また、漁獲高を上げる、より多くの魚 が水揚げされるためには、その魚を消費する構造を地場に、地元につくっていく必要が生じます。地産地消です。旅館・ホテルや飲食業との提携が必要です。そのための環境づくりに行政が積極的にかかわっていく。

例えば、商業について、中心市街地商店街のシャッター通り化がますます進行しています。スーパーや量販店の進出、通信販売やインターネット販売等々、商業の形態は大きく変化してきています。流通システムの改革は目を見張るようなものがあります。小さな地方都市の昔ながらの商店は、皆時代の流れに押しつぶされようとしています。その 中でも何とか生き残っていこうとしてもがいているお店や商店街があります。かれらに自己改革のインセンティブを与えること、そのための環境づくりに行政が積極的にかかわっていく。

例えば、観光について、観光客の形態が大きく変わってきています。団体から個人へ、見

る観光からする観光へ、また、海外からの観光客の増大、観光客が変われば受け入れ側も変わらねばなりません。観光は総合産業です。農業、漁業や商業、宿泊や交通など、あるいは医療などまで含めて、幅広い分野、幅広い業界の総合です。観光の発展のためにはそれぞれの業界の協調が必要です。そのための環境づくりに行政が積極的にかかわっていく。

このようにして、現在の経済状況の中では、農業問題が農業の枠の中だけでは解決できない。農業の枠の中だけ見ても、生産から流通、消費に至るシステムが、特に流通のシステムが激変しています。漁業しかり、商業しかりです。ましてや総合産業である観光においては、いかにして各分野を幅広く統合し、協力体制を構築できるかが成功のかぎとなってくると思います。ここに行政の役割があります。できるだけ幅広い異業種間交流を図ること。それぞれの業界がお互いの利害をぶつけ合い、お互いの立場を認め合うことのできる場をつくること。そのような場から生まれてきた新しい試みを積極的に支援していくこと。こうして経済政策が実行していくことと思います。

下田市には地域経済対策連絡会というものがありません。これまで平成 17年3月、17年11月、18年8月、18年11月、19年1月と5回ほど開催されましたが、現在は休会中です。このような経済会議を眠らせることなく積極的に活用していくこと。そして、何より市が市内経済の再生に真剣に取り組んでいくんだという姿勢を市民に発信していくことが大事だと思います。

そこで、市長にお聞きします。

第1点、下田市における農業はこれからどうあるべきだと思いますか。

第2点、漁業はこれからどうすればよいと思いますか。

第3点、商店街の再生は可能だと思いますか。

第4点、今、日本全国の市町が観光立市を唱えています。下田市が勝ち抜いていくためには何をなすべきだと思いますか。

第5点、経済会議の必要性は認めていただけますか。

次に、社会保障制度についてお聞きします。

私は、最近1冊の本に出会いました。持続可能な福祉社会というタイトルの本です。その中に、人生前半の社会保障という言葉がありました。これまでは社会保障とは、主として高齢者の生活保障にかかわるものであるとの認識が一般的なものでした。しかし、時代が変わり、経済格差が広がり、格差社会が叫ばれるようになると、各人が人生の初めにおいて共通のスタートラインに立てるといった状況が大きく揺らいできました。

また、失業率を見ても、平成 18年度、全年齢層において 4.7%の失業率に対し、若年層、15歳～24歳までの失業率は 9.5%であり、ニートやフリーターの社会問題化など、社会的リスクも人生の前半に広く及ぶようになりました。人生前半の社会保障という言葉が生じてきたゆえんであります。

そして、人生前半の社会保障というとき、ある意味で狭義の社会保障と同等か、それ以上に重要な意味を持つのが教育であります。つまり、十分な、あるいは適切な教育を受けていることが、その後の人生において最大の生活保障として機能するのであり、そうした意味で教育は人生前半の社会保障の最も重要な要素となります。教育を社会保障の問題として考えていくことがこれから強く求められていくものと思います。そのように考えるとき、これからの日本、これからの下田を担っていく力を子供たちに与えることができるような教育、子供たちの一生の生活保障たり得る教育、つまり人生前半の社会保障たる教育を下田市は提供し得ているのか。

例えば、教育予算を見てみます。平成 18年度の教育費は5億 6,200万円でした。この数字は平成 11年度の10億 7,000万円の約半分です。18年度一般会計に占める教育費の割合は 6.9%でした。静岡県東部では最低でした。賀茂郡下でも東伊豆 10.6%、河津 9.8%、南伊豆 8.6%、松崎 11.5%、西伊豆 8.0%であり、6.9%は郡下最低でした。児童・生徒 1人当たりの教育費割合は 30万円でした。東部では富士宮に次いで下から 2番目、郡下でも東伊豆 40万 7,000円、河津 57万 7,000円、南伊豆 55万 6,000円、松崎 61万 9,000円、西伊豆 63万 2,000円でした。下田市は圧倒的に少ない。中体連等遠征補助費というのも、河津中で年間 200万円あるものが、下田中では 42万円しかない。教科書改定にかかわる予算というのも、稲取中 124万円に対して、下田東中は 63万円しかない。下田市は圧倒的に少ない。学校現場では、教材費や日常的なコピー用紙代、インク代など消耗品費を学年費やPTA会費などで賄って、やっとやりくりしている状態であると聞きます。これではとても教育は人生前半の社会保障であるとは言えません。

平成 20年度予算においては、幸いにして、約 2,100万円の教育費増額が図られるようですが、それでも当初予算に占める割合は 6.6%、平成 18年度の 6.9%に比べ、かえって低下しています。まだまだ全然足りません。市長の見解をお聞きます。

人生前半の社会保障の次には、人生後半の社会保障たる老人保健制度の改定と特定健診についてお聞きます。

平成 20年 4月から医療保障制度が大きく変わります。これまでの老人医療制度が後期高齢

者医療制度へと名前を変えて新たに発足します。一番大きく変わる点としては、後期高齢者医療制度の運営が一市町単位ではなく、全県単位で静岡県内の42市町が広域連合を組織して運営に当たるといったことだと思います。市町と広域連合の役割分担としては、保険料の徴収は市町が行う、賦課、つまり支払いは広域連合が行う、市町は新たに後期高齢者医療保険特別会計を設置することとあります。この間のお金の流れはどうなっているのか。

保険料の徴収としては、75歳以上の被保険者本人から、基本的には年金からの引き落としで徴収する。市町の国民健康保険特別会計からも後期高齢者医療保険特別会計に必要な金額が繰り出され、それらが合わせて広域連合会計のほうに送られる。治療費の支払いには広域連合会計から直接病院のほうに医療費給付として送金される、そのような理解でよいのか。

さらに、被保険者たる75歳以上の後期高齢者本人にとって、例えば、かかりつけ主治医の指定などによって受けられる医療サービスは変わるのかどうか。治療費負担は増えるのかどうか。また、これによって市の財政的負担は大きくなるのか、少なくなるのか、あるいは変わらないのかお聞きします。これが1点目。

2点目としては、このような医療制度の変更に伴って健康診断の実施の方法も変わってきました。これまでの市町を事業主体とした基本健診にかわって、特定健診・特定保健指導が導入されることになりました。これはいわゆるメタボリックシンドローム撲滅運動とでも呼ぶべきものであり、予防医学的な見地から、食事療法や運動療法などにより、生活習慣病を予防していこうとするものと聞いております。

実際、私は昨年秋に、特定健診の事前準備だからということで、実験的に特定健診・特定保健指導に参加させられました。3カ月の間、毎日万歩計を持って歩かされ、また、血液検査や食事指導なども受けました。

平成20年4月からは、このようなメタボリックシンドローム対策の特定健診・特定保健指導が健康診断の柱となりますが、従来の基本健診とどのように違うのか。がん健診などがあるそかになることはないのか。また、健康診断の実施主体が市町村から国保など保険組合にかわるとも言われていますが、実態的にはどのように変わるのか。特定健診にかかる費用の負担はどうなるのかお聞きします。また、このように制度が大きく変わるときには、その内容をわかりやすく説明する、周知徹底することが必要となります。そのための広報活動はどのようになされますかお聞きします。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時26分休憩

午後 3時36分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番 鈴木 敬君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） ちょっと朝から少し風邪気味でして、大分数字を並べられてしまいましたもので、少し今熱が出始めまして、少ししどろもどろの答弁になるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

最初の合併と共立湊病院の問題につきましては、今回の議会の中でも大分述べた問題点がありますが、鈴木議員のほうから、まず、この地域医療振興協会が撤退した場合、どういふふうになるのかというような問題であります。先ほど申し上げましたように、とりあえず3年間指定管理者を受けていただくことによって、二次救急病院の機能は確保できました。しかしながら、この病院が今現在、全国で30以上の病院とか診療所を拡大をしているというふうな、反面元気のある協会なんですね。中にはやはりベッド数を300ぐらい持っている病院も運営していますし、今いる吉新院長は280ぐらいあるベッドの東京の病院の院長さんをやっていらっしゃるというような形の中で、我々の地域とすれば、この地域医療振興協会を一応頼る姿勢というのは大事だろうというふうに思います。よく公募の問題とか、いろいろな問題が出ましたけれども、先ほど来述べておりますように、今の医療の問題ですと、やはりしっかりお医者さんを確保して、この地域の過疎地域、いろいろな地域の問題に取り組んでいる、やっぱりこの自治医大系の先生を引き連れているこの振興協会にやっていただくのが一番いいというような思いを私自身は持っております。

それから、第2点の共立問題の中で、当然これを構成しております1市5町の組合があるわけありますので、この共立湊病院の問題につきましては、合併とはまた違う角度で、やはり構成団体の1市5町の考え方が大きく反映をされてきます。その中で、特に離れている東伊豆町とか西伊豆町、やはり若干温度差はあります。これはやはり患者数がどうしても今

の立地条件の中では通院というものにとっては場所的な問題がありまして、大変いろいろなお話をする中でも、その温度差を感じる部分がありますが、しかしながら、当初国立病院から受けたときの思いという中で、これは1市5町が同じ気持ちでもって、この地域の病院確保というものに取り組んでいこうということは、今回の撤退問題が出たときに、日曜でも、夜でも集まって、とにかくこの問題をやっていこうというような中で、6人が常に歩調を合わせて取り組んだ経過がありますので、逆にそういう面ではいろいろな考え方が述べられて、ある程度6人の首長が合意のもとに進み始めたということで、1年以内の病院計画というのはしっかり考えていく土俵ができたというような思いを持っております。

第3点の、この新病院の建設に絡んで、この1市5町が話し合いをすることによって、また、合併の問題が新たな枠組みというような問題につきましても、それはちょっと現実難しいというふうに思います。ただ、将来に向かっての、やはりこの賀茂、東河、それから南豆、西豆という組み合わせは、昔からの長い間のつき合いがあります。こういう中で、この枠組みはなるべく壊したくないという思いは私自身持っておりますので、今回の4つの合併がもし成功すれば、やはりこの1市5町という枠組みも先々へ行ったら考えられる枠組みでありますので、努力するような場が出てくるのかなというふうに思います。2つ目の下田市の経済政策につきましても、大変敬議員の思いがいろいろな部面で述べられました。

まず、その中で、質問の中に、下田から逃げようかとか、子供だけは逃がせようかという、こういうのはちょっと僕は余り好きじゃない言葉でありまして、子供だけでも逃がそうかなんていうことを考えている親が本当にいるのかなと。例えば、働く場所がないから、しっかりした働く場所を求めてということはわかりますけれども、下田を捨てて逃がそうなんて発想は、ぜひ市民の皆さん方には、そんなことかけらも思っていないという思いであります。

やっぱり昔から住んでいる、このふるさと、地域というのは、自分たちの力で何とかしなければならぬという責任を持っているわけでありまして、これは行政だけの責任じゃなくて、やっぱり一市民としても同じ思いを共有して、何らかの形でできる立場でこういう町を何とかしようという思いで一本化していくというのが大事だと思いますし、私自身が今の行財政改革に取り組んで、早く身の丈に合った財政運営ができるような、そして、市民が望んでいるようなまちづくりにお金を投資できるようなものにしようという思いは、やはり今の人間が努力して行って、今度は子供たちに、また、あるいは後から出てくる質問の中に、小さな子供からの教育という問題、あるいは子育てという問題についての質問がありました。

けれども、そういう人たちにやっぱりこの地域にいてよかったよというような思いをさせるために、今の人たちが努力をしなければならぬという責務を持っていると思うんですよ。だから、こういうふうな思いでまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っています。

農業がこれからどうあるべきかという問題であります。大変農業の問題は、この地域にとっては大変厳しい業種というか分野だというふうに思います。大きな農業面積もない、また、大量につくることもできないという中で、小品種の、付加価値のあるものをつくってというようなところでありますけれども、議員がおっしゃっていた学校給食等への問題点も何回も投げかけられまして、担当ではそれぞれの検討をさせていただいた答弁をさせていただいているわけでありまして、なかなか現実化難しい中では、少しだけでもやろうという取り組みはされているというふうに思います。しかしながら、常にそれを地産地消ということを使っていくということは、なかなか現実的には今のところは難しい問題があります。

ですから、今はやはり地場でつくったものはいろいろな売場で、即売で売られるという仕組みがあって、地元の方々もそれを求めて、やっぱり安全でおいしい食材ということで手に入れる場があるわけでありまして、そういう中で何とか回転をしていく必要があるのかなというふうに考えています。

漁業の問題につきましては、漁協の問題等があります。今、県下では 29 ぐらいの漁協があるんだと思いますけれども、これを 4 つに再編をするというような動きの中で、伊豆の 12 屯 1 つの伊豆漁協というような形で再編が進んでいるわけでありまして、県下にある漁協の中でも、この伊豆地区の漁協は本当に状態の悪いというような形で、もう資金も借りられないということが結構あるんですね。ですから、このままやっていった場合には大変漁民にも迷惑かけるということで、この再編計画が今持ち上がっているわけでありまして、これは時代の流れでやむを得ないというふうに思いますが、とりあえずは本所が下田のほう、あるいは統括支店が伊東と田子のほうとかと、こういう方針だけは示されております。私どもも説明を受けましたけれども、そういう中で、地元でとれる魚の流通というものにつきましては、もし担当課でよくわかっていけば、どんなふうになってきて、どういうふうに地場で消費されているのかという報告をしてもらいたいというふうに思います。

商店街の再生は可能ですかというご質問でございますが、実際には、昔みたいな商店街の再生は僕は難しいというふうに思います。

先般、よく言われました空き店舗対策ということで、何回も議会の中でもどうするんだ、どうするんだと言われた中で、会議所で調査をしていただきました。この中では大変、えっ

というような数字が出てきたわけでありましてけれども、やはり店舗があいていても、実際にそれを貸そうというものが比較的なかったということですね。現実には、今回の調査の中では74店舗やらさせていただいた中で、もう貸すことは不可だよというのが74のうち52、70%の方々が閉めたシャッターを再びあけて、商店としてよその方に貸すということはないと、いわゆるそういう返答が来ているわけでありまして。賃貸で可能だというのが22しかなかったという、わずか30%であります。

ということは、うまくいってすべてがあいたとしても、この74の空き店舗の中で22しか店舗があげられないということは、昔みたいに商店街の機能というのはなかなか復活できない。そうすると、現在頑張っている商店がいかに魅力ある商店にして、そこで輝いていくしかやり方がない、これは自助努力だと思います。自分のやっている商店がお客様に受け入れられる仕組みというのができるのであれば、そこがやっていって、そういう中で頑張っていけば魅力の回復というものが図られると思います。

そうした場合に、じゃそういう店舗を使って行政が、これをじゃどういうふうに生かしていこうかという施策が生まれてくるのではなからうかということで、何でもかんでもすべてのあいているところを活性化するためにやったとしても、本当に中途半端になってしまう、こういうような思いを持っているところであります。

4点目の全国の市町が観光立市を唱えているという中で、下田市が勝ち抜いていくためには何をすべきかというふうに思っていますかということは、これはもう前から何回も言っているように、やっぱり自然と歴史という、だれに出してもおかしくない本物とすばらしい海を持っているわけでありましてから、やっぱりこういうものを出していくしかないのかなというふうに思います。そのために海洋浴の郷・下田という今形で売り出しているわけでありまして、また、民活のほうから全国で、この20年度から売り出す中では、この海を使った売りは下田だけということで、また、ご指定いただいたものですから、これが前から言っているように、実際に今若い人たちが動いて一生懸命やっています。

ですから、1つの方法として、議会のほうも、この海洋浴の里という1つの指針というものに理解をしていただいて、これをどういうふうに生かしていったらいいかということをごひ皆さん方と共有をしていきたいというふうに考えております。

経済関係で、地域経済の対策連絡会、これは会議所とか、観協とか、伊豆太陽農協、それから漁業、旅館組合、商店会連盟、病院、それから市が入りまして、まさに下田の経済を動かしている組織が一堂に集まったの会議でございます。近々やったところは、地元の旅館が

地場の物を仕入れてないということに対しての意見調整をやらさせていただきました。この問題については2回開催をして、いろいろ議論をさせていただいたんですが、これは地元の方々、商店街、納入する方々からいろいろな意見が出まして、特に、大きな不安を抱えていないようなご意見が出たりしてまして、全くだからその商店と旅館・ホテルを結びつけるのが完璧にいいんだという方向性が見つけられなかったんですね。

ということで、やはりいろいろな思いはあるんですが、実際に現場の人たちの生の声を聞いてみると、また違った意見が出てくるということで、ただ、情報とすれば大変大事な情報を聞ける会議でございますので、一応はこういう会議の中から問題点が出たときに開催をするという性格の会でございますので、また、行政側がどうしてもやりたいというときには行政側が呼びかけます。しかしながら、この構成団体のほうから、こういう問題について意見調整やりたいよという投げかけがあれば開催をするという会でございますので、また、そういうことがあったときにはぜひやらさせていただきます と思います。

社会保障問題、社会保障制度につきましての問題であります、教育予算というものがどんどん減っているということでございます。市長の見解ということですから、私のほうから答えなければならぬんだと思いますけれども、議員がおっしゃった平成 10年にと、1年に大変大きな予算がついていた、今半分じゃないかということは、当時はやっぱり東中学の体育館の建設とか、こういう大きな投資があったものですから膨れ上がったという経過があるわけでありまして。今現在、下田市ができる教育予算の中での目いっぱい思いということとで予算化をさせていただいているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度、それから、特定健診・特定保健指導というものにつきましては、担当課のほうから答弁をさせていただきたいと、このように思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 漁業はこれからどうすればよいかというご質問でございます。

まず先に、現状の下田の漁協、魚市場の状況をちょっと報告させていただきます。

平成 18年度におきます総取り扱い金額は 26億 6,400万ほどです。そのうち小売店向き、地元の小売店には3億 5,700万、約 13.4%ほど地元で消費しております。魚の内容といたしましては、これは地元の向きなんですが、マグロが 10%、カツオ類 10%、サバ類 40%、アジ類 70%、キンメダイは 10%というふうになっています。

また、市外から陸送で入れているものはあります。アサリだとかシジミだとか、そういうものにつきましては、全体の取り扱い量の 3%程度というふうになっております。消費者二

ーズの多様化ということがあって、下田で揚がらないものについては、よそから陸送で入れておるといった状況であります。

ただいま申しました数字から見て、地元の消費者が必要とする水産物については、ほぼ全量を賄われているというふうに感じております。したがって、地産地消というんですか、地元の方については地産地消ということは十分図られていると思います。

ただ、ホテル・旅館等の関係ですけれども、そちらのほうは数量のデータありませんので、どれだけ使っているかというのはいわかりませんが、海のまち下田を売っていくということであれば、地元の水産物の積極的な利用といえますか、そういうのが必要だというふうに考えております。

地場食材を積極的に使用していくためには、安心・安全な水産物を安定的に供給する必要があります。漁港施設の整備、漁協魚市場等の整備、また、水産振興の補助と水産業への積極的な支援が必要というふうに考えております。旅館等の地魚の利用についてはかなり行われていると思いますけれども、一層これを働きかけるという必要性は十分認識しております。これからもそういうことを頭に置いて働きかけを十分やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 社会保障制度の関係で、後期高齢者医療制度についてということでございます。

まず、後期高齢者医療制度については、今までの老人保健制度というものがあります。この老人保健制度については、今まで公費が 50%、国とか県とか市の負担金というんですか、それが 50%、あと残りの 50%が国保とか被用者保険と言っている健康保険とか、政府管掌保険とか共済とか、そういうものからもらっているものを 50%、合わせて 100%で運営してきたわけでございます。

それに、今度後期高齢者医療制度ができたということでございます。今まで 50%もらっていた被用者保険とか国民健康保険から、2号被保険者からいただくものが 50%だったのが、これを 40%にしまして、残りの 10%を 75歳以上の後期高齢者から料金を徴収するという、そういうものが老人保健制度でなく後期高齢者医療制度です。これが今までは下田市役所で運営していたんですが、これが先ほど言われましたように広域連合で行うと、4市町が集まって県のほうにできるよということでございます。

これについては、お金の流れという、まず最初の質問ですけれども、先ほど言いました新しくできたこの 10%のお金を下田市役所で徴収いたしまして、それを広域連合のほうに今送るわけです。片方、もう一つ国民健康保険のほうから、2号被保険者のほうからもいただいて、これも支援金という格好で送ります。そういう形で二通りの道筋ができます。あとの給付とかそういうものについては、今までと全く同じでございます。広域連合のほうで給付をします。そういうようなものが後期高齢者医療制度ということでございます。

それで、費用負担はどうするの、変わらないのかというようなことでございます。かかりつけ主治医がというふうな話ですけれども、今までと全く給付のサービスについては、これが後期高齢者になろうが、かかる方はみんな同じでして、病院のほうに行って一部負担金というものをお支払いするわけですけれども、これも1割、それで裕福な方は3割というのも今までの老人保健制度と何ら変わらないと、こういうものでございます。

それから、市の財政負担は増えているのかというようなことですが、基本的には余り変わらないようです。この老人保健制度になろうが変わらない。ただし、国民健康保険のほうからの支援金のほうは、多少減ります。その辺が負担が少なくなるのかなと、国保のほうは負担が少なくなるのかなというふうに思っています。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長します。

健康増進課長（河井文博君） 大体社会保障制度、後期高齢者医療制度については、そういうことです。

あと、特定健診・特定保健指導についてのご質問がありました。

議員さん、テストケースということで 10名の中に選ばれてやっていただきました。これは国保のほうから補助金 30万円もらって、その中でテストケースで保健指導をやっていただきました。

今までの基本健診とどう違うのかという質問でございます。今までの健診とどう違うのかと言いますと、医療制度構造改革によりまして、将来の医療費の伸びを抑えようということでございます。中長期的なスタンスに立った予防事業ということでございますけれども、まず、今までの老人保健法に基づいた基本健診は、まず、個別の患者の疾患の早期発見とか、早期治療を目標、目的として結果をやっていたんですけれども、平成 20年度からやられる特

定健診・特定保健指導については、先ほど言いましたように、内臓脂肪というものは人間の体に非常によくはないようで、その内臓脂肪を、前にも1回話ししましたけれども、85センチとか90センチとかと腹囲の部分が入ってきます。これが新しい部分でございます。

それで、その後腹囲だけはかってあと何も関係ないのかと言うと、そうでなくて、健診の後に指導というものが入ってくるわけです。指導に入ってくるというのは、例えば、皆さんご存じだと思いますけれども、生活習慣病ということで血圧が高かったりとか、高脂血症というんですか、脂というか、コレステロールというんですか、そういうものとか、あと糖があったりとか、あとたばこを吸うとか、こういうものが2つとか3つあると、この人は積極的にやらなければいけないとか、動機的にやらなければいけないとか、そういう振り分けをする、6カ月間フォローするというんですか、その人をこうしろこうしろと、こういう指導をする、それが今度の新しい特定健診・保健指導というこういうものでございまして、今までよりもフォローの部分が大幅に容易でなくなるんじゃないかなと思うんです。

それともう一つは、非常に、65%までやれよというふうに言われています。これの目標に対して、目標に行かないと国民健康保険の支援金をプラスするよと、要するにペナルティーをつけるよということがあります。ですから、一生懸命保険者はやらなければならないと、こういうような状況でございまして、これなかなか難しいなというふうに思っております。

それで、あとがん検診がおろそかになるんじゃないかというような質問でございますけれども、何らがん検診は今までと同じ予算で、これもしっかりやっています。生活習慣病とがん検診、これ大体死亡の6割から6割5分ぐらいまで行っているそうでございますけれども、そういうようなことで、それはほとんど変わりません。

実施主体が保険者に変わるよだということですが、確かに国民健康保険のほうです、今までは。老人保健制度の中でやっていたけれども、今度は国民健康保険でやらなければならない。各保険者がやらなくてはならないというのが制度というふうになりました。

それから、特定健診に係る費用の負担はどうなるのかということですが、費用の負担は国民健康保険の皆さんからいただいたお金を使ったり、それから健診をする人からも一部いただいたり、補助金ももらったりとかという形で、平成20年度については約2,900万のうち半分ぐらいを、1,500万ぐらいが出しになるのかなというような感じで今予想をしております。

それで、あと最後に、広報はちゃんとやれよと、わけがわからないというようなことですが、この2月に広報で健康保険はどうなるかというようなことが決定していると思

ます。

それと、前に後期高齢者の関係でチラシで配ったというのがあると思います。これ一番新しい、昨日来たものですが、これは国のほうからもらいまして、これは3月15日に全国新聞、地方新聞、平成20年4月から医療保険制度が変わりますと、こういう大きいものがあるわけです。全国の新聞に配られます。こういうものを見ていただいて、わからなければ市役所のほうへ電話してくださいという内容のもので、こういうもので周知徹底をしているというような形でやってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、一つずつ再質問させていただきます。

まず、最初の合併と病院問題の関連性についてなんですけれども、市長、これまで合併の問題と病院の問題は切り離して取り組んでいくんだというふうなことを述べられてこられたと思うんですけれども、それもそのとおりかなとは思っていたんですけれども、病院の問題がこういうふうになってくると、果たしてどこまで病院は病院、合併は合併と切り離せるのかなというふうなのが非常に疑問に思ってきました。

病院の問題、これから存続させるためには、まず病院の移転問題も含めた基本計画方針を作成しなければならない。ここでまずいろいろな町との調整も必要であると。実際に、その新病院を建設するとなると、これ当初は、一番最初のころは、新病院建設、移転建設すると90億かかるんじゃないかとかという話があったりして、現在は40億とか50億とか、よくわかりませんが、大分下がってはいるんでしょうけれども、しかし、そのお金を幾つの市が、幾つの自治体が負担をするのか、それによって大きく建設の可能性も出てきますし、そこら辺で市町がまとめられなくて建設費がもし捻出できなければ、じゃやめたというふうな、振興協会だって自分で負担して病院を建てるつもりはないだろうし、そうなったらこの病院もなくなってくるわけで、とにかく病院を存続させるためには、これまで以上に1市5町賀茂郡下の連携・協調がこれまで以上に必要になってくる、そういうふうなことになったときに、合併でばらばらになっていってしまったら、その結合、決断力がどんどん失われていったときに、果たして病院が残るのかどうなのかという、物すごい不安を感じるわけなんです。そこら辺のところを再度市長のほうから、どういうふうに考えているのか、まずお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 以前は、合併というのは1市5町を目指した経過があります。ですか

ら、1市5町の合併と、やっぱり病院問題は同じ構成団体、それから合併相手ということで、やはり合併支援という中で、県のほうにもお願いしていくという考え方、述べさせていただいたとおりであります。今回は東伊豆町と西伊豆町が抜けた1市3町であります。こうなると、合併議論と病院問題は別という考え方をしていかなければおかしい位置づけになるという考え方を述べさせていただいたわけであります。

当然のことながら、先ほど申し上げましたように、1市5町でつくっている病院組合の構成団体は、やっぱり新病院をつくるという責務はあろうかと思えます。そのために今まで偏っていた利用者をなるべく6つの町がある程度便利になるような立地条件ということが大きな要因になってこようかというふうに思います。

これによりまして、これから考えていかなければならないのは、まず一番大事なのは、場所がどこになるかという問題、それから、現在では、この賀茂郡全域で見れば7万8,000人ぐらいの人口がおられますが、多分これから15年、20年たつと、数字上で見込まれている数字が、この圏域でも5万人以下になるのではなかろうかという数字が出ています。そうすると、将来に向かって、5万人でも経営できる病院ということも視野に入れなければならないのかなというふうに考えます。

ですから、そういうことを考えたときに、どのくらいの規模の病院というものもしっかり考えて、将来、もう十何年たったときに、また経営問題が出てきたりとか、いろいろな問題がありますから、スタートするときにはやはりそういうことをしっかり踏まえて、ただ、二次救急の形ができる病院は絶対つくってもらいたい。これは一番重要なもの、余り小さくしてしまいますと、二次救急対応ができなくなるという心配も出てきますね。先生の確保もできなくなる、それから設備・機器も減ってしまうということになる。だから、その辺のバランスを考えながら病院計画をつくっていくべきだと思います。

建設費の問題につきましては、ある程度、病院の理事長さんあたりにも、実際に民間がつくったときにどのくらいの規模のお金がかかるんだというようなことも内々には一応聞いたりはなんかしております。ですから、従来みたいな、余り大きなお金をかけるのであれば、当然はなからできないということになってしまいますので、実現可能性のある規模の病院と建設計画の中で出す資金の問題がこれから大きな問題となって、この建設計画がつけられていくのかなということと。

ある程度は、先々行ったら、果たして今の感じで自治体がある程度お金を出して運営する病院でいいのかどうかという問題も議論していかないと、今の県下の自治体病院を見ていれ

ば、みんな大きな赤字を出して、一般会計からお金を出さなければならない。ここの場合はちょっと違まして、病院組合をつくって、運営は向こうがやっているわけですから、例えば、職員の給与の問題とか、これは一般の自治体病院とはちょっと違う形態をとっていると、思いますけれども、そういうこともいろいろ複雑な問題がありますので、この辺をしっかりと調査しながら建設計画をつくっていく。

当然、そこでかかる患者さんの数とか、いろいろな形で負担割合がまた違ってくると思いますよね。ただ、今みたいに下田と南ではほとんど、八十数%入院患者とか通院患者を抱えているのと違って、今度は中央へ行けば、この負担率というのはいろいろ変わってくる要素がありますので、こんなことを踏まえながら検討していく問題だろうというふうに思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 今の市長の答弁をお聞きしますと、ますます1年間で病院の将来的な基本計画をつくるというのは、何かますます難しくなるのかな、より1市5町の、より協議、綿密な協議をこれから続けていかないと、果たして1市5町そのような将来的な病院運営の形までいろいろ考えながらつくっていくとなると、本当に時間が足りなくなっていくというふうなことをますます心配していかなければなりません。本当に1年間緊密に、時間を凝縮して取り組んでもらいたいというふうに思います。

次に、経済問題なんですけれども、確かに逃げようかとかというふうな表現は、私としても強調して使ったわけですから、以前下田市の財政も破綻しているんじゃないかと言われたときに、そんなことを言うなよと言われた覚えもありまして、何かしら私言うとなんか、市長なんか表現がきついと言っておしかりを受けるようなことがあるんですけども、でも、実際の市民の状況についての市長の認識も若干甘いんじゃないかというふうな思いも、それは私としてはあります。

ここに、これ会議所の景況調査ですか、平成19年4月から19年9月までの景況調査というのをちょっともってきたんですけども、その中で、業界動向というので建設業を見ると、工事入札が厳しい、工事現場が近場ならよいが遠くだと燃料がかかってしょうがない、仕事が少なくなり先の見通しがつかない、悪化している建築確認申請の改正も原因である、毎年減少傾向、悪化している、活況なし、原油の値上がりに伴うすべての物の値上がり、仕入れ価格で困ると、もう悪いことばかり書いてあります。小売り・卸売業でもガソリンの高騰が原価を圧迫している、学校給食は児童数減少で衰退気味である、ますます悪化する、外部大手業者の参入による地元業者の経営難、下請が多い、ホテル・旅館の地元経営者の減少、

今後ますます廃業及び再編が加速するだろう、公共投資、民間投資の激減、物件の減少で売り上げ増を望めない、原油価格高騰に伴う売り上げ減少が久しく続いている、米価の大幅下落に伴う農水省の需要改善対策決定、中央ほど景気の好転が感じられない。

これ景況調査で、それぞれの下田の事業者が会議所のアンケートに答えているんですけども、さらに、これからの見通しで製造業は弱含み、地元住民の所得が低下がもっと悪くなり、販売価格の更なるダウンが心配、最悪景気が上昇しない限りよくなる、地方の景気は悪化、それでも頑張るだけなんていうのもあります。

とにかく、ここにあらわれてきた各事業所のアンケートの言葉を見ると、物すごいひどい、悪い状況しか出ていないという、この辺のところに現実の下田の経済の実態が出ているんじゃないかと思います。本当に下田の商店にしる事業所困っているわけですから、そこら辺のところをまずしっかり認識していただかなければ経済政策の必要性等々についての議論も全くなってしまうわけで、まずそこら辺の現状、市民の生活実態、経済状況はどうなのかというふうなところの認識をまずしっかり持っていただきたいというふうに思います。

それで、あと経済政策についてなんですけれども、私が一番必要だと思っているのは、とにかく社会のあらゆる面でもそうなんですけれども、いろいろな商売、事業、いろいろな仕組みが、システムがどんどん変わってきてしまっているんですよ、商売のやり方が。農業にしても、漁業にしても、商店にしても、特に流通が物すごく変わってきている、今までのやり方ではやっていけない。じゃどうすればいいのか、そこのところが物すごく遅れているから地方の商店とか事業所はどんどん取り残されていくんですよ。

そこをどうするかということは、単に自助努力だけでできないところもあって、それを行政がいろいろな情報だとか、いろいろな業界同士の意見交換だとか、いろいろなことをやって情報を出して、こういうふうにやろうとか、けつたいていしっかりやれとかいうふうなことをやる必要がある、それが我々も含めてですけども、行政の仕事だと思っているんですよ。

そこのところをやって、そこから生まれてくる経済政策について、じゃ市のお金、これだけ使えるのかどうなのかというところがあるんですけども、その前の今段階にある、単に自助努力、自助努力だけでは商店、事業所はみんなどんどんなくなってきます。そこら辺のことが一番今問われている、必要とされている。だから、そういう意味で経済会議もいろいろな業界の人たちが集まって、いろいろな意見交換する場ももっと必要ですよというふうなことを言っているわけです。そこら辺を今行政が一番問われているというふうなことを私は

言っているわけです。そこら辺についての市長のお考えをもう一度お聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） これ今の経済状態というのは、下田だけの問題じゃないんですね。敬さんの話を聞いていると、何か下田だけがどんどんだめになってきているというような言い方をされていますけれども、これは今、日本中は地域間格差ということがはっきり出ています。公共工事についてだって、今都会は大変な好景気なんですよ。業者間に合わないというぐらい浮かれています。しかしながら、この地方にとっては、そういう仕事が全然出てこないんですね。こういう地域間格差の競争になっているわけなんですよ。

その中で、実際に、それでは観光で生きる下田として、やっぱり観光依存度というのは大変高いわけですから、この中で商店の方々が、それでは観光の問題についてどういうふうにやろうか。だから、敬さんが言うように、この地域経済対策連絡会というのは、情報交換の場としてはいいんですよ。ですから、先ほど申し上げましたように、商店会連盟の会長さんとして、そういう思いがあるんだったら、ぜひこういう問題点で投げかけたいと、ぜひ集めてくださいと言えば、僕はいつもすぐ集めますよ。ただ、情報交換と言っても、前向きな議論が出てきません。

ですから、商店会連盟として、こういう思いがあるから皆さん聞いてください、こういう投げかけをしたいんだけど、会を集めてくださいということじゃなくて、ただ、それは行政がやる問題、行政がやる問題、行政に声かけるものではなくて、そういう声はいつでも我々は聞いて対応するという行政側の責任は感じていますから、それはいつでも、これはそういう会があるのは、そういう目的でつくられている、規則だって多分読まれて知っていると思いますけれども、いつでも会員のほうから、そういう投げかけがあれば、この問題、みんな解決していこうよというのがこの会の目的でありますから、ぜひそういう思いがあったら、またぜひ招集しろという声をかけてください。やりますよ。

そのかわり、商店会連盟の会長として、商店街の代表として、こういうことを 皆さん方にお願いたいなというのを持ち込んでくださいよ。何もなくて、ただ情報交換というんでは、ただ、いつものまた話で、景気悪いよ、景気悪いで終わってしまうだけじゃないですか。だから、そういう思いで一つ一つやっていけば、皆さん忙しい思いの中で集まってくれるわけですから、そういう会は実りある会になろうかと思います。

1つだけ、今明るいのは、宿泊客が増えているということでしょうね、この下田に。九十何万人、97万、8万人というのが、もう 18年度では 119万人まで行っているわけじゃないで

すか、宿泊客が。これはもう入湯税等で、ある程度しっかりした数字が把握できますので、今何だかんだと言っても、宿泊客は120万人も近い数字になって、19年度はどうなるかわかりませんが、そういう状況になっている。

ただ、交流人口というのはそんなに増えていないんですね、三百四、五十万の推移で行っているわけですから。ですから、この両方の数字が上がってこれば、必ずお金が回るわけですから、いい方向に行く。だから、いろいろなものを、鈴木議員が今おっしゃるように、市長は下田の経済のそういうあれを本格的につかんでないじゃないかと言いますけれども、僕はほとんど土日には、時間がとれれば町なかへ出てきますから、いろいろな人に会っているいろいろな話を聞きますよ。ですから、同じぐらいの多分情報量は持っていると思います。

ただ、料飲組合とか、そういう専門的なお話というのは、会としてのお話聞いていないわけですが、市民の声は聞いているつもりですから、そういう中でやらなければならないというのは、余りとにかく疲弊感持ってだめだということなんです。一番つらいときかもしれないけれども、とにかくここで知恵とか行動とか、一番いいのはやっぱり行動を起こしてもらうことです。首をかしげていますけれども、私の答弁はそういうところで。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） そういう経済会議、市民経済、地域経済会議だけじゃないんですけれども、そういうふうな異業種間のいろいろな話し合いの場が必要だというふうなことで、ただ集まって、ただ話し合い、無駄な話し合いで終わってしまうんじゃないかというふうなことをおっしゃいますけれども、でも、私はその積み重ねが必要だと思うんです。目的があって、このために開くというようなことも必要ですけれども、日常的に集まって、そういうふうな話ができる場、そういうのも必要であるというふうなことです。

地域経済対策会議で、一番最後に行われたときの市役所の中会議室でやったときに私もいましたけれども、確かにあのとき来られた八百屋さん、魚屋さんたちの話では、余り今のところ困ってないよとかいうふうなことで、何のために集めたのかなんて、当時の土屋課長と、こんなはずではなかったのになんていうふうな当時の産業振興課長とそんな話もしたんですけれども、でも、あれが全部の八百屋さんたちの意見ではないし、あれが全部の魚屋さんたちの意見ではないんです。たまたまそのときに来た人たちが、私から言えば、結構下田の中でもよくやっているほうの人たちが発言して、でも多くの魚屋さん、八百屋さん、みんなすごく困っていますよ。

そういうふうな声がたまたまあの場では出なくて、1回やった会合で、それでそうなんだ

というふうに分けられたら、本当にそれこそ実態見てないというふうなことになると思いますし、そういうふうな、本当の意味の、本当の本音が出てくるようなそういうふうな会合をつくっていくことが必要であるというふうに思うわけなんですよ。

市も全然やっていないわけではないですし、町なか 連携会議とかやっていますし、それなりにあるでしょうけれども、商店会連盟としても今、月1回定例会を開いて、そのときには産業振興課の職員の方にも来ていただいて、いろいろな問題があれば観光交流課の人にも来てもらったり、建設課の人にも来てもらったり、いろいろな市の人たちも来てもらって、こういうふうなことで市の考えだとかいろいろなことはできるだけ聞くようにしてやってはいるんですけども、基本的に一番、僕の間ずっと考えているのは、市の職員、市長もそうかもしれませんが、市の職員、こうなんだ、こうしたほうがいいんだ、私はこう思っている、それが出てこないですよ。

下田の例えば商店会、じゃ市のほうから見た商店会どう思っているのか、どういうふうにしたらいいのかというふうな投げかけもないですし、どういうふうなことをやるというふうなことについての具体的な意見、アドバイス等々もなかなかないですよ。そういうふうなもの市には必要なんじゃないのかというふうに思うわけで、市の職員の仕事は何なのかというようなことにもつながっていくと思うんですけども、どんどん人員を削減していく中で、残った優秀な市の職員は、それでは市の職員として何をやるのかというような、特に、やはりある程度そういうふうなことも市の、こういうふうなことは必要なんだというような、そのぐらいの考えも持っていてもいいと思うし、そこら辺のところも必要なのかというふうに思います。

これはあれですのでいいんですけども、あと教育問題に移ります。

教育問題、とにかく予算がどんどん減らされているというふうなことがあります。

議長（増田 清君） 3分前です。

5番（鈴木 敬君） 前回の質問のときに、前回の一般質問のときにもやはり教育の問題、私としては結構な覚悟でというか、決意で教育問題に初めて取り組んでいたんですけども、そのときには教育基本法の問題、あるいは教育三法の改正等々、制度の問題から入っていったんですけども、その制度が具体的に下田の町の中でどういうふうにかかっているのかというふうなことを今回は質問してみたんですけども、それが教育予算というふうなことになったんですけども、前回の質問の中で一番あれなのは、教育基本法の改正の中で、16条、あるいは17条の中で、要するに地方公共団体は地域に合った、ちゃんとした教育

計画を立てなさいと、そのために予算措置もしなさいと いうふうなことが改正基本法にうたわれているというふうなことが、それが実際に下田市の予算の中でどのように反映されていくのかというふうなことが一番の今回の質問の眼目でありまして、それが予算、結構下田市どんどん減っている。これはある意味、地域間格差、教育における地域間格差がどんどん広がっていくというふうなことで、下田に生まれた生徒たちが、育った生徒たちが、他の町に比べて教育的な環境、予算で見るとは甚だ厳しい状況に置かれているというふうなことを言っているわけですし、教育の重要性というようなことは、これからますます いろいろな人がどんどん声を大きくして言っていくと思うんですけども、下田市として基本的に教育の問題をどういうふうに考えているのか。これも漠然とした……

議長（増田 清君） 1分前です。

5番（鈴木 敬君） 教育長、よろしくお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 下田市は小学校7校、中学校4校で1校です。沼津に、いわゆる県教委のもう一つの段階があって、静岡教育事務所というのが東部の200校近くを掌握しているわけで、その事務所の方が、指導主事とか、管理主事とかと、それぞれ学校を回ったりする。私は必ずそこで付き添うわけですけども、私自身もそう思っていたんですけども、やはり沼津から来た先生たちは、小学校7校、中学校4校、要するに、他市と比べて全然見劣りしないと。むしろ非常に落ち着いて着実な教育実践をしているという、これ私が言うちょっと変なんですけれども、他市に、富士とか、沼津に比べて決して、その学校教育そのものは見劣りしていないと。むしろ、いわゆるほかの東海道と比べると、学校規模が小さいんですよね。小さいながらのよさというか、強さを生かした、それぞれの地域に根差した学校の特色のある教育をしていこうというのが合言葉です。

そういう意味で、私自身は学校教育だけではありませんけれども、下田市教育全体として、下田市全体として教育の質は決して下がってなくて、むしろ、それぞれ先生、それから地域、子供たちも大変頑張っているなというふうに、こう思います。

それから、2月16日の三世代意見交流発表会というのがありまして、私講評しなければならぬんですけども、小・中・高1人ずつ、それから市P連とJC、老人会という6人の方が各世代を代表して意見を出したんですけども、いずれも異世代の交流が必要だということとともに、下田というか、ふるさとと、そういうことを考えなければいけないという、どの人もこういう意見でした。私たちも各学校の学校目標というか、その前に下田市の教育、

学校教育の全体の大きなテーマとして、それぞれの学校とか、地域とか、ふるさと、下田市に誇りの持てる子供を育てていこうと、こういうような形で教育実践をしているつもりです。

教育予算については、若干予算権ないので、それなりに十分ではないなというふうに私自身も感じています。ただ、これが努力不足とか工夫不足ということではなく、いろいろなやっぱり市全体の問題ですし、キャップ制の問題やいろいろな形で、私たちに要求はしているつもりですけれども、下田市財政当局も教育そのものについては大変配慮してくれていますけれども、何せ全体額の中での苦しい中で、いわゆる生徒には、学校には大変ご迷惑かけているかなというふうに思いますけれども、今後とも教育予算、中身もそうですけれども、教育予算についても、できるだけ充実した形の要求をしていきたいというふうに思います。

以上です。

5番（鈴木 敬君） 終わります。

議長（増田 清君） これをもって、5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 4時32分散会